

平成 28 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 2 回定例会	3 月 3 日	開 会
	3 月 23 日	閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 28 年 3 月 4 日（金曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成28年3月4日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町 長	最知 明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志
主 幹 兼 総 務 係 長 佐 藤 辰 重
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第2号

平成28年3月4日（金曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において4番小野寺久幸君、5番村岡賢一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、高橋兼次君。質問件名、1、震災後の水産振興について。2、土地利用について。以上、2件について一問一答方式による高橋兼次君の登壇、発言を許します。7番高橋兼次君。

〔7番 高橋兼次君 登壇〕

○7番（高橋兼次君） おはようございます。7番高橋でございます。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、通告をしておりました質問を行いたいと思います。

質問事項は震災後の水産振興についてでありまして、一問一答方式により町長に質問するものであります。

3月定例会、私にとりましては一生忘れない定例会になるのかなと思っております。5年前のあのとき、町長の挨拶の中で起きました悲劇は今でも鮮明によみがえってまいります。時間がたち我に返ったとき目に入ったのは全てがなくなった悲惨な光景でありました。町もなくなりあれだけ海に入っていた海産物は全て流れ、漁業を中心とする生産関係の動きは完全にストップしてしまいました。あれから間もなく5年になりますが、この間国県等さまざまな関係者の努力により相当程度復旧したものの、いまだ思うような結果には結びついてはおりません。

そのような中で、我が町のサケふ化放流事業は東日本大震災の影響により川への遡上が激減

し資源の回復が窮地にあります。放流事業の存続を心配する漁業関係者の不安を一日も早く取り除くための抜本的な事業の見直しが急務と考えるものであります。

また、アワビ稚貝放流についても資源の枯渇を重視した行政としての積極的な取り組みが不可欠と思いますが、町長の考えはということで登壇からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

初めに、サケふ化放流事業についてお答えさせていただきますが、当町のみならず東北太平洋沿岸の収容能力の大きな沿岸部の施設が被害を受けて6割が被災したことによりまして4年前の放流が十分できなかつたことによりまして、平成27年度のふ化事業については種卵確保が厳しい中で実施されてまいりました。

今期の種卵確保につきましては、ご承知だと思いますが、緊急対策事業に沿って取り組み、震災後初の網揚げ実施など鋭意努力に加えて、海産卵の導入や他河川からの移入卵を行い、1,036万粒を確保することができました。

ご質問の資源回復に向けた取り組みについてでございますが、サケの安定的な水揚げ高を確保するためには十分な稚魚の放流が必要であり、自河川における必要数量の卵の確保が不可欠であります。そのためには他の河川で行われている先進事例の研究や国の研究機関の指導を受けるなどして少しでも回復力向上につながる努力とあわせまして、より安定的な種卵確保を行うための運営体制の見直しを含めて今後漁協、淡水組合、漁業者関係団体などと連携協力して資源回復に努めてまいりたいと考えております。

2点目のアワビにつきましては、県の種苗生産施設が昨年12月に落成したことで平成27年度より稼働を開始いたしました。この産卵群から放流サイズに達する稚貝ができるのは平成29年度からとなっております。そのため、平成28年度は他県からの移入稚貝の放流に頼らざるを得ない状況でありました。現在本格稼働された県種苗施設につきましては、平成29年度からの本格的な放流に備えて震災前の規模で放流できるよう計画が進められておりますので、町としても資源回復に期待を寄せながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今、今後の考え方、まとめて質問をいただきました。

まず最初の1月6日の報道に、今後のサケ放流事業について見直しを含めあり方を検討するというを町長は言っているわけですが、もう少し具体的な検討はどのような内容なのか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、高橋議員十分ご承知だと思いますが、サケのふ化放流事業につきましては町、自治体で行っているのはほぼ当町だけということでございまして、基本的に他の河川におきましては民間の方々あるいは漁協の方々が中心になってやっているということでございますので、その体制の見直しということも一つ必要なんだろうと考えてございます。

したがって、先日サケ・マスの役員会を開催しましたので、その辺の内容等について担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） おはようございます。

ただいま町長の説明の中にございました志津川水系サケ・マス増殖協会理事会ということで2月29日今週月曜日に理事会を開催させていただきました。この中で、議論していただきました内容は、町として震災復興後のシロザケの安定的な資源回復を図るために最も効率的な運営体制はどうあるべきかということの議論をさせていただき、ここには漁協を初め海面漁業をされているそれぞれの団体長さんなどが理事として入っておりますが、そこで議論されたのがいわゆるとる漁業者、つくる漁業者、これらが一体的にサケのふ化事業から水揚げまでの流れを安定的に行っていくにはどういう方法が一番いいのかというところの議論でございました。もちろん、海から川に遡上するサケがとれないと卵がとれない。卵が少なければ回帰してくるサケの量も当然少なくなるわけで、これらの関係が相互に理解され協力し合う関係の中で運営する体制ということでの議論でございました。

その結果として、これまで行政がふ化事業を主体的に取り組んできたものを、漁業者の方の組織する体制の中で安定的な資源確保できるような運営体制へと移行していく方向性について皆さんでの同意が得られ、今後総会において了解されれば平成28年度からはそのような体制への移行に向けてトレーニング的なところから始まっていこうと、そういったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 後で体制というものを質問しようかなと思っておったんですが、そのような考え方が今なされているということでありますが、そうすると新しい組織ができ上がる、つくる、今までと違った中身を変えての組織をつくるという解釈でよろしいんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にはそういうことになろうかと思います。

とりわけ、行政が全く手を引くということではございませんので、そこはひとつ誤解の内容にお願いしたいんですが、いずれ職員スタッフ等も応分、従来と同じようにとはまいりませんので、職員の増員は行政として手を差し伸べていきたいと考えてございます。いずれ、職員派遣しても当然シロザケのときしか仕事ないわけですね。それ以外のときは、ある意味理解をいただきながら市場の仕事にも、オフシーズンは仕事をしていただくという体制をとっていかうかということで内々に検討しております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それはそれぞれ後でしますけれども、3本の川に相当遡上が減った、激減だったと。このような状況をどのように分析というか受けとめるか、そのあたりの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まさしく、サケ、神秘の魚でございますので、河川から放流しないと結果としてこういうことになったということです。いずれ昨年10月、11月の河川遡上が激減したというのは簡単な話でございまして、基本的に震災の年に放流できなかったということに尽きるんだと思います。それを踏まえて、いかに河川に上がってきたサケをとって親魚をとってそこから卵をとって河川から放流するということがいかに大事なのかということ、この震災で篤と我々としても経験、体験をさせていただいたと思いますので、これまで500万粒ということで震災後やっておりましたが、体制としてふ化場の1,000万粒というの可能になりましたので、その辺の対応をとれるようにしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 震災で放流できなかったのが要因だと分析しているということですが、22年度も少なかったんですよね。23年度だけじゃないんですよね。それでも22年度の方は来ているんですよね。ことしよりは。その辺あたりの違いというのはどのように捉えているんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に主力漁集になるのは4年魚になりますが、5年というのもございますので、その辺は正確にどうだということはなかなか難しいんだろうと。思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 確かに難しいんですよね。4年も5年もかかってサケの行動などわかるすべもないわけですが、ある程度のサイクルを慎重に捉え、あるいは研究していかないと予

想はつかないわけではありますが、その中で激減ということではいろんな策がとられたようでもあります。まずもって、網揚げ実施を考えました。ところが、網揚げは増殖協会と沿岸業者、対立といいますか、なかなか協力が得られなかったということで、このことがほかのふ化団体から疑問視された。どうなんだということで、それが資源管理のあり方が問われている原因は何なのかと。なぜ漁業者から理解が得られなかったのか。そこをお聞きしたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に我々は網揚げをしていただいて川に遡上する魚、親魚を確保するというのが我々サケふ化放流事業をやっているものとして協力をいただきたいという基本的な考えは変わりません。そういうことでお願いをしてまいりました。

しかしながら、他河川からということでのお話もいただいているんですが、ご承知だと思いますが、他河川の皆さんから、我々も大分批判を受けました。自分たちで努力しないうちのサケを持って行ってそれでやるのかと大分言われました。したがって、我々としては自分たちでいかに努力するかということをお示しをする必要があるということで、網揚げの協力をお願いしたいということでもずっとやってきました。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いや、だから網揚げも実施してきたんだけど、なぜ漁業者に理解が得られなかったのか、協力できなかったのかということです。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 非常に簡単な原理なんです、河川にサケが上りにくいということは絶対数が少ないわけで、そういった年は漁師さんにとっても海でとれる量が例年より少なくなるわけですので、1日でも多くとりたい漁民の方々の気持ちということも非常にわかりやすく理解できる場所なんですけれども、そこが努力しないとまた河川に種をとるための魚が上がってこないという関係でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） なんかつっきりしないんですけども。お互いにさっき言ったでしょう。つくる側、とる側、協力が絶対必要だと。確かに上る魚、絶対数が足りない。そういう状況の中でもその辺はお互いに協力、理解もらえなければふ化放流事業というのは存続しないわけですよ。だから、そこに何があったのかということです。そこまで拒否されたというのは。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） わかりました。

お話ししたいことは深いところだなと思うんですけども、要するに他の河川と南三陸、他の河川では理解されやすいのに南三陸ではなぜ理解されにくかったのかというところのご指摘だと思うのですが、それはある意味行政がこれまで行政業務の中で卵をとって放流しておりましたので、とる業者さん方に見ればつくるのは行政の仕事だろうと。だから、我々は海でとることを一生懸命やれば良いというところを一貫性がとられるべきところで役割がすっかり分かれてしまっていたということで理解されにくかった運営上、体制上の問題があったんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この件につきましては課長も大分頭を痛めているようなので余りこれ以上は言いませんが、ただこれからやっていくには漁業者からの理解というのは大事なことでありますので、漁業者から誤解を招くようなそういうことはあってはならないのかなと。これから運営していくのは大変ですから。

餅は餅屋という言葉がありますけれども、行政じゃないんですね。やはり、現場を知り尽くした方々がその中でも使命感を強くお持ちの方々がより多く集まって組織を構築していくというのが一番の理想じゃないかと考えるところであります。

次に、緊急措置として、海産親魚の取り組みを行ったわけですが、最初大分期待も持ったんですが、結果的には思ったほど効果が出なかったということではありますが、これはどういう、初めてのことから、わからないところもあったでしょうが、何が原因だと思いますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 既に御存じのようですが、海産親魚、海からとってきたサケからとった卵の分については河川でとったものに比べて非常に成績が落ちてしまいました。40%台ですね、生存率。ですから、6割が死んでしまったという結果でございます。

そうすると海産親魚そのものが100%といいますか、全くだめな手法なのかという見方もあるんですが、実は1日目とってきたものの海産親魚の割合は結構7割近くが生存しているんです。2日目以降の部分が相当、40%下回って落ちているんです。これを県あるいは国の機関に照会をかけて調べてもらったんですが、恐らく初日は初めての取り組みなので漁業者の方々も非常に丁寧に慎重に卵を持ってきてくださった。それで、これでいいのであればということではなれが災いして次からは通常の漁法によってとったような状態で持ってきてしまっている可能性があるのではないかということです。それから、30分以内に受精するのが理想

だということを言われていまして、そうだとするととったものから順次持ってこないと時間的に厳しいという環境条件にありますので、やはり海産親魚といいますか、海産卵による当町でのふ化事業にはそもそも30分という時間の中でやる方法は、ことしやった方法ではまず無理だろうということですので、理想とすれば最終的に河川にその分を揚げていただくという必要が、理想だと理解しております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これ、大変難しいんですね。通常であれば90%くらいは見込めたんでしょうが、50%以下になったということでありまして、これをやっていくにイソジンというものを使うそうですが、イソジンの使い方大分慎重にやらないとこういう結果を招くおそれがあるそうなんです、今の答弁ですと手順で影響しているみたいな話だけれど扱い方とか、そういうものが原因しているような答弁だったんだけど、イソジンの使い方が原因にはなっておりませんか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お詳しいようで、初日県からご指導いただいたイソジンの漬けて消毒する時間というのが指導どおりには行っておりますけれども、少し時間的に長かったという反省があって、それ以降すぐ改善しておりますので、全体的にはイソジンによる大きな影響というのはございません。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） イソジンの使い方失敗したという団体もあるやに聞いております。我が町でもそういうのが影響がなかったのかと今確認したわけですが、水産庁の事業ですよ。食料生産地域再生のための先端技術展開事業ということで、岩手県で行う実証実験を参考にしたということでありまして、お隣の小泉とか大川でもやったようです。岩手県ではもちろんやったんだと思いますが、ほかの団体の成果といいますか結果は聞いておりませんか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 新しい方法でしたので入り口からお互いに情報交換しながら、私も現場に、小泉川の状態とか見に行きました。非常に状態が悪く、結果的には小泉さんも海産卵で育てた分の卵は利用できないで終わってしまったような状況でございました。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 余りその他の団体の評価は望ましくないんだろうと思いますが、ほかのところはある程度確保しているんですよ。実験的にやった取り組みの姿勢というか、気持

ちというか、そこに差があるのかなという解釈はしているんです。そのためにそんな結果にもなったのかなということなのですが、海産親魚、緊急措置ということですが、ここ何年か厳しい質が続くと予想しているわけですよ。またことし、28年度昨年みたいな状況が続くとまたやらざるを得なくなる場合も出てくるかもしれない。どういう状況になっているかわからないから。去年やってみたけれども、思わしくなかったというものをやはり確実にしておく必要があるのかなという思いもあるんですが、その辺どうですか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これからも多分厳しい状況が続くというのは容易に想像ができます。したがって、海産親魚を全く諦めるのではなくて、さっき課長がお話ししましたように30分というのがございますので、船上でそれができるのかということを含めていろいろ検討せざるを得ないんだろうなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 初めて取り組むというものですから、そういう難しいことですのでいろんな条件を精査しなければならないわけですが、最初に取り組む意気込み、これかなりねえ、そうなんですけれども、かなり影響を残します。ですから、やる以上はどんなことしてもやるんだという強い意志を持ってやらないとなかなか難しいと思いますが、その辺あたりいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、私から申すまでもなく議員の皆様ご承知のように、うちの一番の水揚げ、6割、7割くらい、シロザケでございますので、まさしく基幹産業の南三陸水産業の軸をなす魚種でございますので、そこはしっかり我々としても取り組んでいかないとまさしく南三陸水産業が衰退をするということになりますので、これからはしっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 確かにですね、今市場の水揚げの半分ということですが、市場もそうですけれども、漁業者ですよ。これにかなり、生活の依存度をかけている方もおるわけですから、その方があって市場の水揚げが出てくるわけですから、今まで以上に真剣に取り組まないと産業の衰退といいますか、その辺の引き金にもなりかねますので、気を引き締めてやる必要があるんだろうなと思っております。

さっき、実施体制の話が出ましたけれども、今度新たに考えを今しているようでありますが、

専門的な技術者、そういう方々の配置といたしますか、そういうことは考えてはおりませんか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは基本的には淡水組合で専門的な知識をしっかりと指導を受けながら、そのスタッフがいないとどうにもならない話ですので、しっかり研修しながら進めていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 淡水組合にはいるわけですか。そういう詳しい方、いるの。そうすると、今後の体制というのは淡水組合に管理を委託するといえますか、そういう考えなんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、南三陸のサケふ化放流事業の根幹をなしているのは淡水組合の皆さんです。まさしく、この方々は自分たちにとって何のメリットもございません。要は、南三陸町の水産というのを我々としても何とかしたいという思いで、何十年にもわたって淡水組合の皆さんがふ化放流をした。それを漁民の皆さんがとるということですので、淡水組合の皆さんがこれまで技術を積み上げてまいりました。現在もいますけれども、そういった1人のスタッフでございますので、それでは足りないということですので、それを増員しましょうということ考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうですか。そういうことであれば、できるだけ多くそういう方々を配置して淡水組合に全てといたしますか、責任の果てまで全てを任せて町が事務局なりその程度ぐらいにして、ほかから見るとさっきも言っていましたようですが、自治体が運営しているんじゃないかと、そういう見方がされているんですね。自治体が運営するのは好ましくないという他の団体からの指摘も少なくありませんので、やはりきちっと役割を分担した中で体制をとっていくということが望ましいと思います。

体制をとる、運営していく中で財源というのはどうなっているのか。漁業者からは一口に財源があるんだからもっと我々に都合のいいようにやられないのかという声が強いです。手数料まで取って何をやっているんだということがかなり言われておりますので、財源というのはどうなっているのかなと思っておりますので、その内訳がわかれば。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは今お話しになっている、ちょっと誤解をしていると思っているんです。というのは協力金をいただいております。その協力金をずっと積み立ててまいりまし

た。その協力金を積み立てて何をするかといえば、ふ化場が老朽化しているということで総会のたびに私は説明をさせていただいております。多分、震災前で7,000万円ぐらいだったかありまして、ほとんどそれを新しいふ化場の建設費に充てるということで、総会でずっと説明をしてまいりました。新しくするという事は漁業者の皆さんの漁獲につながることでございますので、そこはある意味総会で皆さんには了解をいただきながら積立金をしてきたということですので、そこはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 仕組みでございますが、市場の水揚げの7%を協力金として再生産に回させていただき仕組みになっています。7%のうちの3%が町のサケ・マス増殖組合の財源となり、4%は一度県のサケ・マス増殖協会に上がります。これを県全体のふ化事業のバランスをとるための事業として県から再配分されるんですが、当町の場合は割とその配分率が非常に少なく、北上川上流のほうなどなかなか淡水組合の仕組みだけでは維持が難しいところに多く配分されるという。県全体としてふ化事業が運営できるように運営されているというものでございます。

その財源をもって町長先ほど申し上げました南三陸町として一時期7,000万円ほどの財源となったんですけれども、再整備の予算という中で現在ここまで再整備進めてきてまだ5,000万円ほど財源が残っている。これを水尻にという話もあったんですが、なるべく交付金事業でこれを節約して純粋なふ化事業に、南三陸町のふ化事業に回そうと。ですから、その財源で今おっしゃっている専門的な技術を持った職員を育成するという形で体制を強化していきましようという話し合いをしております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） それは今話し合っているのね。これからそれを話し合って進めていくということなんですね。

今、財源の内訳といいますか、私が調べたものとは説明のあれかな、食い違いかな、要は7%。どこの市場に上げてても水系に3%返ってくる。残り4%のうちの2%は県に。残りの2%は小泉川と大川で分配、そう聞いているんです。本当は我が町でも分配の権利はあるんですよね。どうですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 細かいところを調べていらっしゃるようなんですが、今2%とおっしゃったのは、私が先ほど申し上げた一度県の水系に上げた4%の財源を県の水系が再

配分をした結果として当町に来る分が2%だったというそちらの数字を掌握されているようですのでお調べのとおりでございます。来ています。それを含めて先ほど申し上げた財源が南三陸、志津川水系サケ・マス増殖協会として予算を持っている。そこから淡水組合に財源を交付しながら淡水組合の中に技術者を育てている。現在、既に震災後育成している職員たちが常勤で1名、非常勤で1名という体制で育成を既に図っておりますので、これらをさらに強化していける体制を目指そうという意味でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） どこまでも食い違いというか。これは、小泉、大川で本当は三陸町も入って2%を分配するような仕組みなんですけど、あとの2団体からは三陸町に遠慮してもらっていると。それはなぜかという、3%が水系に入る、要は三陸町の水揚げが多いわけですよ、漁業者が多いから。その部分でのほうが財源的には高くなっているということで遠慮してもらっているという話も聞きました。確かかどうかはわかりませんが、遠慮してもらっているのであれば、こういう卵が足りないときは優先的にもらってきてもいいんじゃないのかなと考えるわけですよ。回してもらってもいいのかなと考えるわけですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 遠慮という言葉がふさわしいのかどうかわかりませんが、いずれ基本は資源管理という中で各河川ごとにあるいはその湾ごとに努力の構造がつけられるべきという考え方が一般的な共有される考え方でありまして、ですのでそれぞれの河川でできる努力を計画として組みましよう。ところが、現実的には震災の影響で河川ごとのバランスが保てないところがありますので、そこは水揚げ協力金などの関係とは全く別に県全体での協力体制をとって県全体の資源をつくりましようという考え方の中での移入卵といいますか、そういったものをお願いしている。少ないところからすればいただけるところをお願いをして卵を購入するという仕組みになってございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今だんだんに話を進めていくと、我が町では我が町で放流したサケだけをとっているのかという話にまでつながっていきますので、ほかの団体が放流したサケもとっているわけですから、そういうところまでいくとなかなか線を引くことができなくなってくるので、もしそういう内容であればほかのふ化団体から理解をいただきながら足りないときは優先的に回してもらうこともできるんじゃないかと、私自身はそう思ったわけですよ。

だから今質問したわけですよ。もし、そうであれば今後そういう場合わかってもらってそういう進め方もあるのかなと思いますよ。

次に、歩どまりですよ。歩どまり。このサケの話、昨年度あたりからありまして、大体6割ぐらいの歩どまりということで、1,000万円であれば1,600万円でなければ間に合わないという説明も何回か聞きました。ただ、ほかのふ化団体は歩どまりが高いんですよ。なぜ、我が町では低いのかなと。その辺当たりの考え方をお聞かせ願います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 一律は言えないと思います。私も以前のご質問にその数値を言うのに結果的にこういう状況にあるというご説明の仕方しかできなかつたんですけども、例えば昨今でありますと他の河川から持ってきたものが病気の発生が引き金で感染してしまったということもあります。それ以降はその河川からの持ち込みは禁止という県の指導なんかもあったりしているんですけども、これなんかは事前に予測できません。最近、河川底の工事などで水源の水脈が地下で移動しているらしくて、そこに細菌発生してしまうみたいなことが起きたりとか、不確定要素がありますので、相手は生き物ですので、なかなか技術は確立したといっても環境の変化によって結果の数字が動いている実情がございます。その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そういうことは理解します。

やはり、歩どまりの高さといいますか、要件は何だと思えますか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） いろいろなプラス要因とマイナス要因がありますので、条件的に安定した中で確立した技術を入り口から出口までたくさんの工程を正確にできたときにはいい結果が生まれるんだと思いますが、一口にどの部分と1つだけでは言えないんじゃないかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 私も本当は余りわからないんです、サケについては。魚専門でありませんから。ところが、歩どまりについては水質、水温、水量、これが相当密接に関係すると考えられていると言われてるんですよ。その中で小森のふ化場が井戸を掘りましたね。1億8,000万円もかけたんです。井戸掘るために。何のためかという水量確保するために1億8,000万円もかけて井戸掘ったんですよ。1億8,000万円の井戸ってどんな井戸かと不思議に

思ったんですけれども。どういう仕組みなんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 仕組みといたしましては大きな管で地下一定の深さまで地下水が流れるところの深さまで掘って、そこから取水管を広げてそこから吸収したものが大きな管に集まるという、簡単に言うとそういう仕組みでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、単なるどんと深く掘ったわけじゃなくて、深く掘ったほうがより安全というかより水質がよくなるのかなという考えは持っているんです。ただ深く掘っては水量が足りなかったんでしょう。だからあたりから集めるということなんでしょう。

そのとき、あたり、安全性というか、今言った要件の水質とか水温とか、そういうやり方で影響はあるのかなのか、そこをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） そのために、あらかじめ相当数のボーリングをしましてその地下を流れる水質についての調査を行いました。もともとふ化事業を行ってきた優秀な水源として使われてきた場所でございますので、地震によってその水源周辺の環境が変わっていないかということが心配で調査を行いましたけれども、安定していたと。

八幡川の上流ですので、あそこは伏流水、地下を流れる水脈が大きいものですから、量的にも安定している場所ということでおっしゃる部分の水質、水量、水温といったところの安定を確認して整備を進めたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、問題はないということですね。水温が15度以上になると採卵が悪くなるというデータもありますので、ただ高温でも耐えられる稚魚も生まれている。高温って20分も30分もありませんよ。15度以上と言っているんだから、例えば17度とか18度とか。

それは何かといいますと自河川で相当孫の代、ひ孫の代までサイクルの回転した、本当に何ていいますか、志津川純粹のサケ、そういうサケの卵であれば耐えられる可能性はあるという考え方といいますか、研究といいますか、その結果が出ているようであります。そういう問題がないところでこれからやっていくわけありますので、水系、淡水組合を想定しているようではありますが、言われなくても今後のことは考えてはいるんだろうと思いますが、やはり技術面、あるいは情報面、この交流を付近だけじゃなくて全国的にやはり活発に交流を

行うべきなのかなとそして技術を磨いていくべきなのかなとそう考えているんですが、この考え方というのは今後ありますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 歩どまり等の、今、水の関係もお話をいただきましたが、その原点にある技術だと思います。そういった技術をしっかり習得することが、これから歩どまりも含めて上げていくことにつながっていくんだらうと思いますので、いずれ当町というよりも周りにそういうふ化放流場をやっている自治体とさまざまなご指導をいただいたりという連携はとりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 今回のことで、大分多方面から評価をおろしたというか、いろいろ指摘もありますので一日も早く回復しなければならない、たゆみない努力が必要になってくると思います。

サケ、川に上るわけですが、密漁対策ですね。とられていますか。要は、サケの捕獲禁止区域内での密漁です。その監視体制というのは大分前には聞いたことがありますけれども、その辺はとっておりますかね。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 刺し網とかですよ。基本、これまでは震災後ですけども、とってごさいません。いわゆる網揚げについても全体でといいながらもやはり100%ということにはなりませんので、ここは漁師さん同士のモラルの中で進めてまいりましたが、もし今後漁師さん方の中でそのあたりを厳しく運用しましょうとなればその段階で監視してということも出てくると思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） モラルって大変なんだよね。モラルが守られていれば決まりも条約も要らないんですよ。なかなか難しいところがある。これ。だから、決まりがあって、やはり人を誘導しているといいますか、やはり船、ほかのところはやっているんですから、やるべきでしょう、今後、恐らく。県の漁業規則にもあるわけですよ。あるんですから、ただ罰則は甘いですけども、だからやっぱりやるべきだし。なかなか監視というお互いにお互いを監視するので難しいところはあるわけさ。ほかの人の協力をもらいながら徹底してやっていかないと全ての工程で徹底したやり方をしていかないと戻っていきませんよ。だと思えますよ、私は。

密漁監視をする際に、またわからなくなるから今俺語ってっと。監視する際に、両支所、組合、県漁協の両支所の中で監視船持っているわけですよ。監視船をうまく運用をしたほうが効率的になるのかなと。お互いに。

保安署の協力指導を受けながら、両支所の監視船をうまく運用したほうがお互いにいいのかなということを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 高橋議員、具体的にどういうお話をお聞きになっているかわかりませんが、震災前は河口付近等で密漁がございましてその辺の監視はしてございました。震災後、河口付近でというのはあり得ませんので、具体的に密漁という言葉も我々実は余り聞いていないんですよ。密漁というお話はどこでどういう形でそのお話が出ているのかということで教えていただければなと思いますけれども。いずれ、そういった問題が現実にあるということであれば当然保安署含めてその辺は監視をするのは当然だと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 以前密漁があったときは、網とかそういうものを没収された。ところが、網が安い、魚が高い。網なんか持っていてもいい、そのほうがいいという捉え方もあったようで密漁が絶えなかった話も聞きました。ただ、これは密漁があったからやるのか密漁がないからやらないのかでないんですよ。ふ化放流事業そのものにはこういうものがつき物なんです。これから復興が進んでいって河口にどんどんサケが来た場合にまた出てきますよ。ですから、その辺モラルで解決ができればそれにこしたことはないんですが、その辺あたりもよく踏まえながら今後運営を進めていったほうがいいのかなと思いますよ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 河川に遡上が多く見られるということになってまいりますと当然河口付近でそういう問題が起きる可能性がないと言っているわけではなくて、震災前も現実にございましたから、震災後も河川工事の進捗が進んでそうなってくれば当然町としても対応したいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすることでだんだん時間もなくなって、また町長に心配されますのでこの辺で1件目、サケの分については終わりたいと思いますが、いずれにしてもいろいろと問題はあるものの影響力も大きいわけですので、やはり関係者の協力、理解あるいは創意工夫、それをいただきながら最もよい方向に牽引していくべきであろうと思います。

サケについては終わりました、次、アワビですか。アワビも昨年は見込みの半分。50トンに
しかなかった。これも何ていいますか、稚貝不足といえますか。これも昔は天然物でと
る漁業としてとらわれていたんですが、今放流してとるようになればつくる漁業ですから、
やはりつくる漁業には種をまかないと何ぼしても継続できませんので、アワビについてもや
はり魚費として生産団体を支援していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり種苗センターが壊滅ということになりましたので、なか
なか稚貝の放流がかなわなかったということもございませぬ。いずれ、北海道から稚貝を入れ
て放流はしているんですが、種苗センターも先ほど申しましたように完成をして29年には稚
貝放流できるところまで大きくなっていくというのでそこは当然町としても従来やっていま
したので、それへの補助体制はしっかりとっていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 震災前には、両支所で30万から40万個くらい放していたんですね。とこ
ろが今の稚貝が不足しまして20万ちょっとぐらいですか。そのような感じで放されているわ
けですが。実績からいきますと33万、34万か、そんな程度なんですね。放流するサイズが小
さくなったということで、成貝で水揚げされる分、余計日数が変わっているのかなど。今後
大きいものを放すためにはそれだけの早く回収にはなるんですけども、財源的にも負担が
かかってくる。その辺あたりこれまで支援してきたわけですが、このように震災で一気に全
体量といえますか、不足しているのがありますので、今まで以上に割り増しして放流するこ
とが復活を早めるのかと思うんですが、今後どのような対応というか、町として後押しして
いくのか。聞かせてもらいたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 県の販売価格は多分ご承知だと思いますが、ミリ2円ですので、35ミリ
にすると70円、大体それぐらいでやっていたのでそれを40万個となりますと2,800万円ぐ
らいということになります。ただ、種苗センターが今回完成しましてどれぐらいの稚貝がで
きるのかということについて担当課が知っていれば、目標120万個だそうですので、その辺で
我々としても県種苗センターと連絡を取り合いながら支援をしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次君の一般質問を続行いたします。高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 休んだら気が抜けたような感じで。

アワビについてですが、県の施設が完成したということで現在私が調べたところでは、来年になるんでしょうが100万個つくるんだという話でありました。震災前は120から30万個ぐらい放流しておったんです。当然足りなくなるということでございます。

今、県の事業と申しますか、県支援で県漁協が北海道から買ったものを各市町において配布、実績に基づいて配布しているということではありますが、先ほども言いましたようにこれだけ減った以上は震災前に120万130万放流していたからそれでいいのかということにもつながらないのかなど。やはり早く回復のためには増量すべきなのかなということでも先ほど話をしたんですが、増量するには財源がまだ上がっていくわけでありまして。これから県の事業が長く続けばそれにこしたことはないんですが、果たしてその事業がいつまで続くのかまだわからない状況でありますので、やがては各支所負担になってくるのかなということで、消費税の関係もありまして、そういう面をトータルしましてこれも今後の補助体制というもの、強化すべきじゃないのかなと考えるんですがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間、放流数が圧倒的に少なくなっていることですから、資源回復をするということについては従来よりも放流を多くするということの理屈についてはまさにそのとおりだと思います。ただ、今この場所で県でどれぐらいの配分になるかというのをつかんでございませぬので、後で県にも問い合わせをしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 県にもある程度上部組織である県漁協の支援をもう少し働きかけてやっていくほうが我々に下がってくる場合に負担も少なくなるのかなという考えもあります。

網打ちでは今後も継続してある程度回復するまでは苦しいながらも放流していかなければならないものかなと思っております。我が町の特産でもありますので、特産が姿を消すようになりますとこれもまた町の活性化につながらないことになりますので、この辺あたりやっていただきたいと思っております。

以上で、1件目を終わります。

次に、2件目、土地利用についてであります。

1つ目に災害危険区域内で買い取った被災宅地の利用計画はということであります。2つ目に、防集集団移転促進事業で整備した各団地に出た空き区画の今後の利用です。この2点を質問したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目の質問にお答えをさせていただきますが、土地利用についてのご質問のうちのみまず1点目でございますが、災害危険区域内で買い取った被災宅地の利用計画というご質問にお答えさせていただきますが、南三陸町では防災集団移転促進事業の移転元地について、移転促進区域を設定した上で防集事業によりまして現段階で約89ヘクタールの移転元地を買い取っております。

買い取った移転元地については、東日本大震災復興交付基金交付要綱に基づきまして国の承認を得て譲渡、交換等の財産処分を行うことが可能であります。また、移転元地は実施主体であります市町村が移転促進区域内の土地に、災害防止上不適切な建築物が建築をされないように災害危険区域を指定した上で継続して保有するのであれば、その市町村が使用してまたは貸し付けることも可能であります。町の公共事業用地や建設資材の仮置き場所のほか、国道用地、県道用地、河川堤防、防潮堤等の事業用地としても活用を現在してございます。

民間事業者への貸し付けも行っておりまして、現段階で約15ヘクタールの移転元地を活用してございます。しかし、防集事業で買い取ることができる土地はご承知のように、震災前現に居住の用に供されていた宅地に限定されるために、買い取り対象とならない土地は民有地としてそのまま点在しております。このため、買い取った移転元地と民有地がモザイク状に存在する形となりまして、利活用が管理がしにくい状態となっている場所が町内でも多く見受けられます。

移転元地には災害危険区域を設定してございますのでその用途が限られること、また防集事業で高台移転が進んできたことで移転元地の利用ニーズは低下をしてきているという状況にございます。当町でも移転元地のさらなる活用について検討が必要であると認識はしておりますが、このような背景から全ての移転元地を活用することは困難であることをご理解いただきたいと思います。

次に2点目の防災集団移転促進事業で整備した団地にできた空き区画の利用策はということでございますので、お答えさせていただきますが、当町では防集事業により28団地において841区画の宅地造成を行っております。平成28年2月末現在になりますが、一部区画の引き渡

しも含めると335区画の宅地が完成しております。全ての区画が完成したのは20団地ということになっております。防集団地の造成が始まってから住民意向の変化を受け一部団地においては整備する区画数を減らすなど可能な限りの対応は行ってきましたが、既に完成した20団地中7団地で合計17区画の空き区画が発生いたしております。

防集事業の趣旨にのっとれば、町内で被災された世帯が全区画に住宅を再建することが望ましく、現在は空き区画に入居される方の公募を実施しておりますが、なかなか空き区画が埋まらない状況でございます。このため、今後被災された方の入居がこれ以上見込まれないことが確実になった段階で関係機関と協議の上一般住民への分譲や町外からの移住定住促進対策に空き区画を有効活用していきたいと考えております。

しかし、現段階では町内の防集団地がまだ完全に完成に至っておりませんので、全区画の早期完成を目指すとともに引き続き被災者を対象に空き区画への入居者公募を実施し、防集団地を最大限活用できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 買い取った面積、89ヘクタールということですが、この分にかかった費用というのは幾らぐらいだったんですかね。買い取りは終了したんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 金額は担当課長から答弁させますが、元地の買い取りにつきましては平成27年度末で予定ということでしたが、1年間延長ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 防集事業で買い取った土地、今現在で112億1,000万円になります。

南三陸町全体の対象区域からいきますと、約9割、90%買い取り可能な筆数から見た場合に90%完了しております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 1年間延長になったというのは、どういうわけなんですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 先ほど申しましたように全体的には9割が買収完了しているわけなんですけれども、残り10%の部分がまだ未買収という形で残っているわけなんです。この部分につきましては全てが全て、所有者から買い取り申し出がこの1年間に出てくるかということ、なかなか難しい部分はあるんですけれども、できるだけ現在相続なり抵当権の抹消関係で時間を要している地権者に対して、できるだけそういう方を救済するがために1年間の延

長を決めました。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 問題というか手続上難しいというか、そういう関係のものが10%あるということなんですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 残り10%の中には先ほど申しましたようなことに該当する以外に、例えばその土地自体がほかの公共事業、国なり県なりの国道なり堤防地というほかの公共事業に該当する場合とかあるいは自家需要ということで全く町には買い取り申し出は出さない。今後においても自分の事業のために使いたいという土地も含めて約10%残っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） すぐ解決にならないという案件ですね。わかりました。

買い取りというのはあと1年間延長ということね。

町が今後使用していく分とこれから使用しない、計画にない部分のすみ分けといいますか、それはどの程度町が買った分を使用していくのか。その辺あたりの計画性は。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 防集の買い取り跡地の土地利用というところで管財課長が申しあげましたように90ヘクタールを買いましたと。現在使っている土地が15ヘクタールくらいということで全体の17%が今使われている。残りの分をというところなんですけれども、本件についてはこれまでの議会でもたびたび出ておりますし、他の被災市町あるいは県議会でも同様の質問がたくさん出ている。結論的には大変利活用計画を立てるのは難しいというのが実態でございます。その理由は余りにも面積が多過ぎるところと、土地を動かしたりする国の制度と財源が見えないという中で、町独自でここをこのように使いたいという土地利用計画を立てるのは難しいというところにあると思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 重々理解はしているんです。今、復興を優先に進めている中で買い取った土地を今度は有効に利用しなければならない、計画を立てなければならないという難しいというか厳しいところにいるんだと思いますが、やはり買い取った土地を有効に利用するために計画を立て計画を後押しする支援あるいは県国なりに要請すべきかなど。要請してできるだけ、要は買い取ったのは税金で買っているわけですから、国も。国からその財源が来ているわけですから、その財源を、税金を有効に活用されたという使い方をしないとこれも国

民といいますか、なかなか理解が得られない状況になるのかなと思います。

やはり、県に要請あるいは国に要請していくべきなんだろうなと思いますが、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 管財課長が答弁しましたように、まだ10%の土地が買い取りできるんですが、そこができていないということがございますので、土地利用ができなくてぺんぺん草が生えるということは避けなければならないと我々もずっと認識をしておりますので、そこは我々としても今後利用計画を含めて国あるいは県を含めて要請をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 結局、そのままであれば町の財産になってしまうんですね。財産にしたわけであって町の利益にはならないということでもありますので、大いに買っていただくかあるいは大いに活用していただくか、そういう促し方といいますか、これが重要になってくるんだろうと思いますが、先ほど個人へ民間への売買賃貸は可能だという話でありますので、その辺あたりをもう少し進めて浸透させて、処理するということなかなか言葉には合わないでしょうが、少しでも片づけていく方向に持っていくべきだろうなと。

もう既に欲しいという方々も出てきているんですよね、聞いてみると。ですから、そういう声を逃さないでしっかりキャッチして計画を立てる必要があるんだろうなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今おっしゃったような形の中での情報発信ということについては、町としても大変重要だと思います。とりわけ、町の土地を譲渡あるいは貸し付け、有効活用することになりますと基本的に財政面においても固定資産税等の収入になるということですので、それは意を用いていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 土地利用についてですね、住民から徐々に徐々にこうしてほしいあししてほしいという声も出てきているようですが、住民からの要望に応えるべきあるいは要望を聞くべき、そういうその考え方、場所、設定をしながら大いに情報収集といいますか、そういうこともやる必要があるんだろうなと思いますが、担当課としていかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 現在、漁集事業なども含めて事業を実施しておりますので、これが

ら産業の復興状況、町のにぎわいをそういったものを見ながらあいている土地を借りたいあるいは買いたいという方が当然予想されますので、そういう状況に対応していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） いろいろあるようです。大変不自由な思いをしてきたわけですので、各種イベントを開く場所とか、聞けばきりがいいようないろんな要望があるようでもあります。そういう場所を先ほど言ったように財源の関係あるいはさまざまな条件の関係上で思うように進まなかったという場合の、今町長がぺんぺん草と言いましたが、維持管理が危惧されるような場合も出てくるのかと思いますが、そういう場合にですね、これまでですと業者委託ということでやってきたんですが、業者もなかなか復興事業が忙しくて大変です。町民が思うようにはなかなか動きも活発ではないような感じも見られるのでありますので、以前のような管理班といいますか、あったようではありますが、道路とか財産がふえるわけですから、町道もふえるわけですから、そういう対応する専属の組織といいますか、そういうものをまたさらに構築すべきじゃないのかと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に委託できるものは委託していきたいと思っています。ご承知のように、今当町の職員の3分の1、派遣職員の方々でございますので、いずれ終息してまいります。そういった際にまたそちらに新しい部署をつくって置くということになりますとまさしく人手不足ということになってまいりますので、委託できるものは委託をしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 財源というか、財政の関係で裕福なわけではありませんので、そういう考え方はわかるんですが、一定程度落ちつくといいますか、流れが、その課は必要じゃないかと思うんですが、それでもやはり基本どおりに考えるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状でもやっとなかなかの状態で職員配置をしておりますので、新たにまたそこに新しい部署をつくってということは現状として大変難しいだろうと認識しております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 業者の対応で町民が余り不自由にならないような、そのような業者への

指導も含めて良好な方向で進めていただきたいと思います。

2つ目であります、これも大体同じような中身なんです、公募はしている。公募は恐らく団地が完成しあるいは引き続き空き区画がふえてくるようになれば、続けてやっていく必要があるのかなど。公募はいつころまでやるんですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、防集の団地ができたところから既に公募は始まってございます。いつころまでというところなんですけれども、新年度で全ての防集団地ができ上がるという形を見たときにどれぐらいあきが出るかと。そのあきに対して一定期間有効と思われる一定期間を募集期間としておりますので、国で防集の周知期間として何カ月とか何年とかという具体的な数字は出しておりませんので、おおむね全部の防集団地ができてから6カ月から1年ぐらいの時間は見なきゃいけないのかなという見方はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、募集期間といいますか、それは市町村の裁量ということになるんですか。ということは、ある程度の時間を経ればあとは開放ではないだろうけれども、要件を変えないとなかなか希望者も出てこないのかなと思うんですが、要件を変える際に、どの程度まで対応というか見込みというか、申し込みができるようなところまで変えていくのか。その辺あたりの考え方。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 要件緩和というところで極論から言えば一般どなたでもというところにたどり着くのかなと思いますが、まずはそこに行くまでに戸倉なら戸倉、歌津だったら歌津の範囲で数カ月間募集をかける。それでも手を挙げる方がいなかったら南三陸町内、それでもいなかったらという手順を踏んでいってどうしてもどのような募集、手順を踏んでもこの団地この区画に手を挙げる被災者はいないんだということが客観的に判断されるというところでようやく一般開放となると思いますので、それは3カ月かかるのか6カ月かかるのかは被災の市町の事情を最大限尊重しますという考え方だと思います。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） もう既に、欲しいという方も出てきています。ところが、まだ防集を建ちきって受け入れをまだなっていないわけだから。その間いつまで、ある程度いつまでやっていつからは受けますよという早目に提示すべきかなと思うんです。でないと、よくいますよね。とった鳥を逃がしたって。そういう感じになります。他町村から来てもいいという人

もいるわけだからできるだけ、もう少しもう少しという、町として町民に対する考え方は理解しますけれども、ただそれだけで済む問題ではありませんので、やはり何ていうんですか、心強くというんですか。そう進めるべきなんだと思いますが、その辺あたりはどのように考えますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃることはわかります。これは私だけでなく災害公営住宅の考え方も大体似ているんです。災害公営住宅については制度上ある意味可能なんです、基本的には被災した皆さんがしっかり入れるという環境をまずもってとることが大前提でございまして、そこはそれとしてやらなきゃいけないという、ここはジレンマです。

基本的に防集やいろいろ制約がお話ししたようにありますが、津波復興拠点整備事業というのは東地区と中央地区にあります。これは被災した方でなくてもお入りになれます。ですが、残念ながらうちの町の津波復興拠点整備事業は防集の予算も使っております。したがって、一般開放はできないということになってございまして、ここが非常に悩ましいというか、難しい問題だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 難しい、それこそジレンマ、確かにそうなんです。なんですけれども、やはり併用して考え方を進めていかないとなかなかこれ終わったから次やりますと、この空間が出てくる感じになるとおくれる一方につくというか、そういうことを危惧するわけですよ。今後大変なことは重々承知しておりますよね。だから進まなければならないわけですよ。そういうことを踏まえていただき、進んでいっていただきたい、進めていっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、高橋兼次君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、今野雄紀君。1、タコのキャラクターでまちづくり、町おこしを。2、震災から5年、今後の支援のあり方について、3、防潮堤の見直しについて。以上3件について一問一答方式による今野雄紀君による登壇発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） 6番今野は議長の許可を得ましたので一般質問させていただきます。

お昼が近いのと今晚のなでこの試合が心配でちょっと心もとない精神状態ではありますが、できるだけ集中し通告3件、壇上より1件一般質問させていただきます。

まず、1件目。質問の相手、町長及び教育長。質問事項といたしまして、タコのキャラクタ

一でまちづくり、町おこしを。質問要旨といたしましては、タコの滑り台を各施設等に設置する考えはないか。保育所、幼稚園における外遊びの現状は。小学校における校庭での外遊びの現状は。高台造成団地等の公園スペースにおける遊具の設置状況について。震災復興公園への遊具の設置の可能性について。

なお、最初の質問に対してなんですけれども答弁によって帰納的な形での質問になるか、もしくは演繹的な形での質問になるか検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野議員の質問1件目。タコの滑り台を各施設等に設置する考えはないかということですので、お答えさせていただきますが、タコに限らず町内にはクチバシカジカなどのキャラクターがありますが、いずれも公認、非公認の区別はなくてそれぞれ町内各団体の商標であります。今後町として各キャラクターに一定の基準を設けた上で運用面等については何らかの形で仕掛けづくりが必要であります。タコもその延長線上にはあるのかなと思います。いずれにいたしましても、安全安心な遊具の設置が第一でありますので子供たちに親しみの持てる遊具の設置を考えたいと思います。

2点目の保育所、幼稚園における外遊びの現状についてお答えさせていただきますが、保育所、幼稚園における児童の活動につきましては各施設において保育計画を定めその計画書に基づき年間計画を作成して四季ごとの行事、室内活動及び外遊び等について計画的に実施をしているところであります。保育施設の立地によりまして状況が異なり、施設周辺のかさ上げ工事や高台移転造成工事等が行われている地区においては工事車両の往来や工事の騒音があります。児童の安全面を考慮すると園庭での遊具遊び、近隣の散歩が中心となりまして、遠出の散歩等はできない状況でございます。

また、工事等の影響を受けない保育施設につきましては震災前と変わらず園庭での遊び、近隣への散歩等を積極的に行っている状況にあります。児童が外遊びや散歩等を通して自然に触れ四季を感じる機会をつくる必要があることから、サッカー教室、夏場のプール遊びや安全なコースの散歩など限られた環境を有効的に活用してございます。今後におきましても、幼児の体力向上及び心身の健康を図るために積極的に外遊びを取り入れていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 次に、小学校における校庭での外遊びの現状について私からお答え申

し上げます。

ご承知のとおり、発育期の子供たちにとって運動や遊びはとても重要であります。外で思い切り体を使って遊ぶことにより子供の心と体の健全な発育が促されると言われております。

外遊びを充実させるためには、遊び時間、遊びの空間、遊びの仲間の3つを確保することが大切であると言われております。いわゆる3つの間でございます。町内各小学校においては授業前の時間や授業の間の休み時間、放課後の時間等を確保し外遊びを奨励しております。また、自由遊びのほかにも異年齢集団での縦割り遊びも実施し、多様なかかわり合いの中で楽しく遊べるよう工夫しております。震災の影響により校庭の一部が使用できなくなった学校もありますが、体育館や中庭などを活用することにより十分に遊びに活用できる空間を確保できているものと考えております。

以上のような取り組みを推進してきた結果、各学校においては休み時間など遊具や一輪車、竹馬、ボールなどを使って元気に遊ぶ子供たちの姿が多く見られております。また、平成27年度全国体力運動能力運動習慣等調査結果によりますと、男女とも体力合計点で全国県平均をやや上回る結果となりました。少しずつではありますが、着実に成果を上げていると捉えております。

震災の影響により地域における子供たちの遊び場などを十分に確保することは難しい状況ではありますが、今後とも各学校において運動や外遊びを奨励し心身ともにたくましい子供を育ててまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、4点目のご質問でございますが、高台造成地等の公園スペースにおける遊具の設置状況についてでございますが、現在、防災集団移転促進事業で整備をされました各高台団地に遊具等は設置してございませんが、今後志津川地区の高台3団地、東、中央、西になりますが、それぞれ公園施設を整備する計画であり遊具を設置する予定としております。また、既存の施設では旭ヶ丘地内児童公園、東山公園、葦の浜地区農村公園、吉野沢団地公園等にブランコ、滑り台の遊具を設置しているところであります。

次に、5点目のご質問、震災復興祈念公園への遊具の設置の可能性についてでございますが、現段階での設計においては祈念公園への遊具の設置は検討していない状況にあります。

後藤議員の一般質問の答弁でも述べたように祈念公園とは震災で犠牲になられた方々への追悼あるいは震災の記憶の継承をコンセプトとしております。なお、公園への遊具の設置に関しましては復旧する松原公園において従前と同等の遊具を備えた区域を設けるほか、県が施

工する志津川漁港の環境整備事業における、これはサンオーレそではまの隣です。海浜公園内にも遊具が設置される方向でありますので祈念公園の遊具設置は考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長と教育長から答弁いただきましたけれども、質問を続けていく上で1つだけ町長に確認させていただきたいんですけれども、私、ベテランの新人議員として旧志津川町時代、町長も議員だった当時も私知っているわけなんですけれどもこちら三陸町になってから毎年何億、何十億、何百億円という事業をかじ取っている関係である種威厳と申しますか、風格のようなものを町長に感じて常々尊敬しているわけなんですけれども、そこで1つ、町長の議員時代なんですけれども、そういったときに時折、何ていいますか、余り町長とは深く話したことはないんですけれども、ふだんとは違った表情というか昔でいうとおだづもっこみみたいな表情も時折したことがあります。現在においてそういうこともあるのかどうか。芸術文化に通じる、要は遊び心というんですか、その有無が現在でも多少ともあるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人間の素というのはそんなに変わらないと思います。ただ、これだけの災害を受けてそういう態度をとれるかということになりますと残念ながらそうはいかない。今野議員が議員になる前に役場の前で喫茶店を経営していて、そのときにお邪魔させていただいて冗談もいろいろ言いましたけれども、なかなかそういう心境にはなれないというのが現実だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。ここで、町長の答弁では現在はそのような状況だけれど心の中にはそういう部分も持ち合わせているという答弁ということで確認させていただき、ややテンション少しだけ上がり目の形でこれから質問させていただきたいと思います。

過去の滑り台なんですけれども、先ほど町長答弁でもあったようにクチバシカジカとか町内各民間でのキャラクターとしてオクトパス君がありますけれども、オクトパス君とは逆説的なスタイルと申しますか、片や受験の必需品、今もこの時期机の上にオクトパス君を置き受験勉強をしている受験生もいると思います。片や滑る台ですから、今この時期、どんな方たちがこのネット中継を見ているのかわからないので、うかつにも何度も滑るなどとは言わないほうがいいのかもしれませんが、オクトパス君はキャラクター、タコは同じでも逆説的な方向からタコの滑り台を主に質問させていただきたいと思います。

そこで、答弁あったんですけれども、順番はあれしますけれども、保育所等における外遊びの現状ということで答弁ありましたけれども、大分活発にしているということですが、私もこの質問する際に当たりまして全部の保育所、小学校等を勝手にというか突然なんですけれども、回らせていただきました。そこで感じたのは確かに、外遊びを頻繁にしているんですけれども、その中でできれば特色ある保育というかそういったことをする上でもタコの滑り台の設置は有効でないかと思われませんが、保育所等にタコの滑り台の設置の可能性はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 評判が余りよくなるのかなという危惧があります。震災前からオクトパス君がありまして、震災後に置くとパスをすることで合格祈願ということになっておりまして、それが人気沸騰で随分売れました。そこに今度は逆に滑るということをあえてもっていくということについてオクトパス君の人気が落ちないのかという心配もございません。

別に否定するわけでもございませんが、遊具等については子供たちが遊ぶ環境の中で欠くべからざるものだと思いますので、タコにこだわらずイカでもいいでしょうから、遊具の設置についてはこれからも考えていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、そのように町長答弁いただきましたけれども、実は保育所等を見て遊具が充実しているんですけれども、ほとんど同じメーカーのもので均一化というか、同じ状況なのでそこで特色ある外遊びというか保育を可能にする上でもキャラクターを使った滑り台は有効じゃないかと思うんですが、設置に関する可能性をもう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたようにタコにこだわることなくということで受けとめていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私、今回の一般質問のあれでも出したようにタコというものにこだわったほうがいいんじゃないかという思いがあるんですけれども、町長の基本的な考えは、モアイ等もあるんですけれども、そういうキャラクターでの町おこし、まちづくりをする考えがどのような形であるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災後にゆるキャラでオクトパス君いろいろあちこちのイベントに行っ
て活躍をしていただいていますし、震災前から商工会で商標、登録しているかわかりません
けれども、クチ坊とか今お話のありましたモアイとか、イクランとキラランといったか、う
ちのイクラの、そういうキャラクターもございますので、さまざまそれぞれで各団体がいろ
いろ利用してございます。1つタコということだけにこだわるということではなくて今みんな
町民の皆さんさまざま知恵を出し合いながらやっていると認識をしてございますので、1つ
にこだわるということもいかなものかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 午前中は滑りぎみだったので午後は集中していきたいと思えます。

町長に確認なんですけれども、先月22日に通告し、この間10日間の間に通告書にも出したよ
うにタコの滑り台なるものということでしたんですが、ネット等も何でもいいんですけれど
も、現物、タコの滑り台というのはどういったものなのか、ここに本があるんですけれど
も、現物を確認したかどうか。町長と校庭等に設置の質問もする都合上、教育長、両方に現物の
確認をしたかどうか確認させていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 余計なご心配ですが、質問3件あって20分たってまだ1問目の1つしか
まだ終わってないで時間割は大丈夫ですか。そこだけ1つ心配していました。

ネットで私、直接は見てございませんが担当職員は見てございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） ネット等では私も見たことはありませんけれども、かつてタコ型のよ
うな遊具をどこかで見た記憶はありますけれども、今回改めて確認したことはございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） これでわかりました。町長教育長、両方現物は一応確認していないとい
うことでそうすると私も今回この質問は随分時間がたっていますけれども、タコの滑り台の

業者に頼まれたわけではないんですけれども、営業みたいな形の質問となる都合上、もし先ほど町長答弁があった担当の者が確認したということなんですけれども、担当の方にもタコの滑り台を見た所感というか、感想みたいなものが伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 子供には受けるでしょうねという話はしておりました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

町長答弁で子供には受けるということでしたが、1件目の質問から徐々に進めていこうと思ったんですけれども、現物を確認していただいていないと何分説明というか質問のあれが難しくなってくるので、ある程度割愛させていただいて今後質問させていただきたいと思います。

町長、先ほどからの質問でこういったタコのキャラクターにこだわらないということでしたが、よく町でブランド化の計画を出しているみたいなんですけれども、こういった滑り台等のキャラというんですか、タコ等を利用して町内各種施設に置くと何らかの形でトータルデザイン化しブランド化の計画へと近づくとおもうんですが、こういった件に関してはどのように所見をお持ちか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここに、タコのバッジをつけています。これをつけていますとあちこち行ったときにそれ何ですかとお話をいただきますので町の特産品ですとお話をさせていただきますと、南三陸ってタコの産地なんですねという関心は持ってもらえますので、身近なこういうところからつけて南三陸をアピールしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より胸のバッジの件の関連で答弁ありましたけれども、それをもっと広めてより町に来た人もしくは住む人たちが何らかの形で親しみを持ってそういったキャラに接するという、そこからある種町の特色というか何らかの形で出てくると思うんですけれども、もっと広げる意味でのタコの滑り台は有効だと思うんですけれども、そこに関していかに考えるか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 滑り台にこだわることなく、基本的に先ほども申しましたようにタコのゆるキャラも出て全国のイベントに行って参加をさせていただきますので、いろいろな形の中

で町内に来る方だけでなく町外にいる方にもうちの町のタコのゆるキャラをごらんいただけるといふ取り組みもいろいろやっておりますので、町の中にどういう形で置けばいいのかということについては滑り台ということですが、滑り台だけでなくどういう形でタコというものを町においでになった方々にごらんいただけるかということを考えてほうがいいのかと思います、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大分町長も慎重みたいで、これは遊具ですので、余りかたくというのも変な言い方なんですけれども、もっと先ほど言った遊び心じゃないんですけれども、そういったあれで設置していても町おこしとかまちづくりに対しては結構有効ではないかと思うんですけれども、もう一度だけ町長にその方向というか、考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回もお話ししますが、別にタコの滑り台にそんなにこだわる必要はないのかと私は思っているんです。どういうタコのアピールをするかということについてはこれだけでなくてさまざまな手法手段があるんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

私もこの議場で再三、文化芸術方面に対して関連として質問等してはいますが、以前芸術作品というか、そういったものを各復興団地等に置いたほうがいいんじゃないかと何らかの折に質問した経緯もあるんですけれども、今回タコの滑り台というものを私偶然見つけて、これは実用にもするしある種芸術作品ともとれるので、こういったものを置くことによってよりよい5年後10年後に続くまちづくりになるんじゃないかという長期的な思いもあるものですから、その件に関してもできれば保育所、小学校の校庭、現在は仮設の設置で大分苦慮しているようなんですけれども、今後それがなくなった場合になおさらこういうことが検討できるんじゃないかと思うんですけれども、そういった件に関してどのように考えをお持ちか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には芸術ということではなくてある意味これは癒しだと思います。そういう観点で必要かどうかを含めて検討するんだろうなと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 小学校の校庭にタコの滑り台という話ですけれども、遊具の目的だと

かを考えたときに子供たちの興味関心だけじゃなくて安心安全な遊具ということもありますので、タコの滑り台が小学校の校庭にふさわしいかの点については若干、今後検討する必要があるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長より初めて検討という言葉をいただきましたので私も少し気分が上向きになりました。

教育長より、今安心安全ということも検討することが必要だという答弁がありましたけれども、実は私この質問に際して業者さんに問い合わせましたら、ここ二、三十年1件も事故及びそういった問題は起きていないということをお聞きしていましたので安心安全面に関しては十分担保できると思えます。

そこで、学校等もそうなんですけれども、だんだん規模が小さくなってきてある種特色ある学校の運営ということも必要じゃないかと思まして、先日来保育所、学校等を見せていただいてほとんど同じ遊具が置いているみたいですので、それをそういったことも平等とか公平という意味で必要なんでしょうけれども、何らかの形で特色を出すにはタコの滑り台といっても全部最初からデザインするので全部が全部違うデザインになるらしいので、そういったことも検討できると思うんですが、あとあわせて何か学校、保育所等に聞いたら遊具を寄附したいという申し出もあるように聞きましたけれども、そういった件に関する検討とか動きはどうなっているか伺いたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 特色ある学校運営という話がありましたけれども、特色ある学校運営をするにはタコの滑り台をつくったほうがいいのかというのはまた別問題の感じがするんですけども、遊具については遊具は単なる遊び物という考えだけじゃなくて子供たちの授業の中で運動の道具の一つとして活用することがたくさんあります。そういうことから考えたときにタコの滑り台云々というのはまた別な観点から検討する必要があるのかなと思えます。

遊具の寄附等についての話がありましたけれども、これは町内のある学校では砂場などをつくらせていただいたということがあると。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ただいま教育長より遊具のことについて答弁がありましたけれども、それではよい学校の授業等にも使えるようなということなんですけれども、教育長、よい遊具の条件みたいなものがもし何点かあるとしましたら伺いたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） よい遊具、悪い遊具というのはどういうものかについては、いろいろ検討する必要があると思いますけれども、安全安心の面から考えたときの遊具については例えばかつて回旋塔などという遊具があったんですけども、これは非常に危険であるということで今ほとんどの学校ではありません。そういう安心安全という面から考えたときの遊具ということは非常に重要視をしております。

それから、遊具の種類なんですけれども、現在学校にあるのは主に鉄棒だとかうんていとかブランコ等あります。これらは学習指導要領の中で子供たちの運動するための道具の1つとして活用するものになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も今回この質問の折によい遊具の条件というのも調べさせていただいたんですけども、それによると実際に動かして遊びを広げることができたり、親しみやすいテーマを設け想像力や言葉を発達させる、大人と子供、子供同士のコミュニケーションを発達させる、体を使って遊べる、これらを備えた機能がまさにタコの滑り台、条件にぴったりだったものですから、このように私も質問させていただいていました。

そういった形で町長の検討するという答弁もちょっとだけいただいたんですけども、もし検討する際に実はこのタコの滑り台結構高額でして1,000万円ぐらいするという事なんですけれども、そういったものを仮に導入するといった場合にどのような形があるかと思って私ももうちょっと町長、興味を示すかと思ったんですが、そういった状況なものですから、ふるさと納税等の使い道の方向性を昨日の同僚議員の一般質問でもいろいろしていただきましたけれども、町がこういうものをタコの滑り台という項目等設置できるかどうか。資金調達の方法として。

あとは先ほど教育長より答弁ありましたけれども、砂場等に使ったということですが、まだ団体からそういった申し出があるような話も耳にしましたが、使っていない、まだ実現というか、利用していない話の寄附に対してタコの滑り台の実現は可能かどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ふるさと納税のお金をこういったものに活用できないかということですが、使途の中には子育て・教育ということもございますので、できないことはないのですが、そもそも論、町長が余り乗り気でないということからすれば納税の財源をそこに充て

るかというのはその次の考え方なのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 特定のものを購入して使いなさいという基金の申し出はないと聞いておりますので、その辺は確認しておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長の今の答弁に対してなんですけれども、遊具という指定があるという、私立ち話程度に学校等、保育所かな、私も記憶があれなんですけれども、聞いたのがあるので。そういった、学校ではなかった、私もあれしていればよかったんですけれども、そういった話を聞いたので、その可能性等を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 戸倉保育所にミヤギテレビから連絡がありまして24時間テレビのチャリティーのお金を700万円ほどいただいてそれで既に設置は終わっておりますが、プール、ブランコ、鉄棒、うんてい、砂場、滑り台等を設置しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） その設置の件に関してはわかりました。

時間が迫ってきましたので1件目の最後の震災復興祈念公園での設置ということで通告していただきましたのでその件に関して若干伺いたいと思います。

昨日、同僚議員の一般質問を聞かせていただいたんですけれども、復興祈念公園に関してなんですけれどもこれは誰のための公園かということで私は疑問を持ったものですから、町民のための公園なのかもしれないもしくは観光客のための公園なのか。そういった意味合いもとれましたので、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には町民の皆さんの公園ということになります。ただ、この場所に訪れるのは前に後藤議員にお話ししていますように追悼の思いを持っている方々、その方々がおいでになる場所でもあるということは認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長答弁あったんですけれども、私、この図面等見せていただいて語り継ぎの広場は語り部たちの広場となるような気がしますし、ある種パッケージ化された公園というかこちらのテラスで追悼してあとは防災庁舎へお進みくださいみたいな。これは本来の町民のためのというか、本来の八百有余名の方々の鎮魂であったり追悼の場であると

は私思わなかったものですから、いっそこういった追悼とか道をやめて……。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、通告に基づいて質問してください。

○6番（今野雄紀君） ここからは滑り台に入りますので、いっそ真ん中にタコの滑り台でも設置して今後少子化対策を最重要課題として取り組んでいるということをアピールしてもよいのではないかと。ほのぼのと子供連れの家族が集う場になってもいいのではないかと。そういう思いもしたのでこういったことは実現なのかどうか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁でもお話ししましたようにあの場所から歩いて5分ないし10分以内で海浜公園、松原公園、両方に整備をいたしますので遊具で遊びたい方はそちらで遊んでいただけるという環境は整えているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、そちらの海浜公園にしつこいようですけども、タコの滑り台を置く可能性はあるかどうか伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 海浜公園については県の事業でございますので、町でとやかくというわけにはまいりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。それでは、祈念公園に関してなんですけれども、どうしても私この図面見た限りでは毎日が3.11のようなセレモニー化してしまうような、公園ではなくもっと普通に心豊かに少しでもなれるような公園に祈念公園の祈念、名前なんですけれどもそれを復興をなし遂げたという趣の記念日の記念を使った公園のような記念公園としたほうがよかったんじゃないかと思うんですが、そのネーミングについてまだ仮称だということなんですけれども、その件に関してだけ伺いたいです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 祈念公園の文字のことについては震災直後から、きのうも後藤議員にお話ししましたがけれども、町協の公園部会の皆さん方がずっとこの名称のことについては祈る場所ということでご議論いただいてきた場所ですので、当然我々としてはお祈りをささげる場所ということで文字を使っているということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 祈るという町長答弁ありましたけれども、私も国語辞典なくしたもので

ネットで調べたんですが、今使っている祈る、祈念するというのは神仏に願いがかなうように祈ること。例えば世界の平和を祈念する、神仏にこいねがうこと。それに対して記念日の記念とは後の思い出として何かを残しておくものあるいはそれによって残されたもの。例えば広島平和記念公園の記念は祈るじゃなくて記念日の記念です。現在、安保法制の動向から私個人としては祈るのほうでもいいんじゃないかという簡単な思いをしているんですけども、今回この公園に関しては祈るの祈念を使ったのでいろいろセレモニーなんかできたんじゃないかという思いがしたものですから、そのところをもっと普通の記念公園になるようにタコの滑り台等の設置もいいんじゃないかという思いがしたもので、質問させていただきました。

祈念に関して、町長、いかが使い分けられるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ受けとめ方、心情さまざまでございますので、何回も繰り返しますが、この場所については追悼の場所、お祈りをささげる場所ということでの名前ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） この件に関しては予算委員会等でもう少し角度を変えて伺いたいと思います。

滑り台に関してなんですけれども、そろそろ切り上げたいと思いますので、滑り台の私なりの設置の意義というものをこじつけまして、少し前まで安倍政権が唱えていた再チャレンジできる社会。このごろでは1億総活躍社会などと言っていますけれども、滑るという行為を震災から立ち直り再びいろんな苦境に立たされることもあるかもしれません。そういった中で階段を上るように回復し、GDP初め変革していく社会の中で何度でも再生回復していくという意味合い、滑ることのよさとかそういう意味合いも兼ねて今回滑り台について質問させていただきました。

最後に、この質問のやりとりの中で町長検討という少ないあれなんですけれども、町長に聞いた遊び心にできればその遊び心が少しでも上向いたかどうかだけ伺って1件目の質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 遊び心といいますか、子供たちにとってそういう場所は必要だとは認識してございますが、これがタコということに果たして限定になるのかということについては

いささか私もいかなものかという部分はございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 2件目に移らせていただきます。質問の相手は町長、教育長ということで震災から5年、今後の支援のあり方についてということで質問させていただきます。

質問要旨といたしましては1つ目が各被災教育施設等での支援の受け方、今後の対応についてその方向性をどのように考えているのか。まず1点。

2点目はボランティア。町の昨日の答弁であったように1,400名余りの応募団における今後の支援の受け方について。また、どのように継続されていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 各被災教育施設等での支援の受け方、今後の対応について、その方向性をどのように考えているのかについて私からお答え申し上げます。

学校関係では、これまで町内小中学校中心に国内外の多くの方々や諸団体から多大なる支援をもらっております。例えば、義援金、学用品、図書、食料品などの物的支援、コンサートや読み聞かせなどの芸術鑑賞、南島原市や庄内町との交流、校庭の遊具の整備や夜間照明の設置、体育館の床の整備等、施設整備面での支援。宮城教育大学や大阪大学による学習支援、県外カウンセラーによる心のケアなど物心両面の温かい支援を賜りました。

震災後間もなく5年が経過しようとしておりますが、現在でも各小中学校において支援を賜っております。学校においては、児童生徒に支援に対する感謝の気持ちを育むとともに必ず礼状を出すなど支援者の方々に対して感謝の気持ちをあらわすようにしております。

教育委員会としましては、町内の小中学生一人一人が平等に支援を受けられるよう配慮するとともに、義援金等の使途等について各学校を指導してまいりました。しかし、支援する方々や諸団体が支援する学校を指定する場合があります、学校により支援の状況に差があるのが実情であります。

現在、各学校の児童生徒は落ちついて学校生活を送っておりますが、今後も学習支援や心のケアなど継続して行う必要があると考えております。これからも、ご支援いただく方々の思いを尊重するとともに、各学校及び児童生徒一人一人が平等に支援を受けることができるよう配慮してまいります。さらに、今後は支援に頼ることなく自立に向けた取り組みを視野に入れ学校教育活動に取り組みたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 続きます、ボランティアの取り組みについてお話をさせていただきますが、仮設住宅入居者の心のケア、さらには災害公営住宅におけるコミュニティーの形成においては継続した支援が必要であることから、社会福祉協議会事業として引き続きボランティアセンターの運営を行っているところであります。

昨年社会福祉協議会が設置したほっとバンクには住民の手挙げ方式による個人76名が登録をされております。各種研修会、勉強会交流会を実施しながら障害児支援、高齢者支援、地域事業及び社会事業への支援協力をいただいているところであり、震災後のボランティアのあり方について過渡期を迎えているものと感じております。

今後、震災後のボランティアセンター活動の再検証を通じ、町民、NPO等の改革や人材育成等に努め、きずなや助け合いの精神を生かした地域の再生や見守り支援等と連携した支援ができるように、これまでのボランティアの知識や経験等を活用して町内ボランティア活動の組織化などの取り組み強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、南三陸応援団の取り組みについてお答えをいたしますがこの取り組みは支援の受け皿としてはではなくて今後懸念される人口減少、特に若年世代の活動人口の減少に対し震災からご支援で芽生えたご縁を将来的な地域の活力として持続させていくことが目的であります。

災害ボランティアの皆様には、瓦れき撤去から思い出写真館の整理まで多岐にわたってご支援をいただいております。その思いをぜひ今後の南三陸町の地域づくりに生かしていただき、ともにつくる未来の活躍の場として考えていただければと考えております。

今後も、地域の復興状況に合わせながら地域と応援団員のマッチングを行うとともに、交流イベントや情報発信についても団員が主体となってその輪の拡大をさせていただける仕組みを目指して取り組み強化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 学校支援に関してなんですけれども、教育長より今るる答弁がありましたけれども、その件に関して若干お聞きしたいのは5年たって個人及びいろんな団体から支援を受けているということなんです、私結構学校関係とは別に個人で受けている方もいるんですけれども、5年ぐらいたっていると結構支援していただいている方には大変こういった場で言うのは失礼なんですけれども、重荷というんですか、結構大変になってきているという話も中には聞きます。

そこで、学校にとってある程度、例えば音楽のボランティア等も来るらしいんですけれども、いろんなものを初めそういったものに関して負担になっていないのかどうか、改めて確認さ

させていただきます。

小学校等に関しては戸倉初め立派な学校ができ、5年たち当時の小学1年生もことしの卒業式で卒業することになりますので、こういった節目というか5年をもってある程度いただく支援も、急にぼつっとではなくて何らかの形で再考というか、考えていく必要もあるんじゃないかという思いもするものですから、そこに関してどのような今後の教育委員会なり教育長なりの考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

先ほどの答弁の中で再三いただいた支援はいろんな面での平等、生徒児童に対して平等に回るような形で使っていくという答弁がありましたけれども、平等はどのような形の平等をもっていく。例えば、物だったらみかん2箱もらったらどういう平等になるのか、その学校だけになるのか、いろんなケースがあると思うんですけれども、その平等に対する基本的な考えを伺いたいと思います。

ボランティアに関してなんですけれども、先ほど町長より答弁いただきました心のケア、仮設等、そのほか応縁団に関してもいただきましたけれども、社協のあれが出ましたけれども1つだけ私以前も議会等であれしたんですけれども、社協だよりの中に昨年4月から指定管理をお願いしているキャンプ場にボランティアの方が入ったという記事が出ていましたので、それは指定管理を受けている団体であってそれをボランティアが行って草を刈ったことに対する何らかの違法性ではないんですけれども、整合性というんですか、それが生じないのか。例えば、その請け負ったキャンプ場の企業努力のような形でボランティアさんを受け入れたのかどうか。そこをもし確認できているのでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず初めに、今野議員が話がありましたように震災から5年が経過しようとしております。やはり、多くの方々からご支援をいただいて自立に向けて取り組んでいるという現状でありますけれども、やはり最終的には自分の力で自立に向けて頑張るといのが基本でありますので、その姿勢で一応支援も受けているという状況でございます。

ただ、ご支援いただく方から要りませんよとか、もうたくさんですということは言えませんので数、金額にしては少なくなってきておりますけれども、毎年義援金等が入っております。

義援金については各学校によって差がございます。これはなぜかという、支援なさる方が学校を指定してきますので、当然差が出てくるのは当然だと思います。ただ、教育委員会を通してお金を送ってくる方もおります。できれば、このお金はこういう形でというひもつきのような形で来る場合もありますので、そういう場合は町内の子供たちに平等になるように

こちらで分配をするということで対応しております。

支援は重荷にならないかという話ですけれども、重荷にならない支援というのは、私はそういう考えはないなと思っています。ありがたいご支援だと思っています。ただ、教育現場ではたくさんのご支援をいただいてそれをそのまま受け入れると教育活動に支障を来すことがままあります。こういう場合は相手の気持ちをくみながらお断りというか、丁寧にご遠慮させていただくこともあります。特に、交流活動等全国から学校に行って学校と交流したいなんていう支援もありますけれども、そういう場合は相手の気持ちを壊さないような形でご遠慮願うこともありました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 神割崎でのボランティアさんたちの活動の件については、以前にも同様の質問をいただいてお答えしておりますが、町内に現在も南三陸町が元気になってほしい、何かお役に立てることがあればということで多様な団体さんが町に来て活動の場を求めてといますか、いらっしゃいます。例えば、観光地なんかの清掃活動をお手伝いしたいないしは枯れた松なんかを処理していただいたりということでも外の方々の協力を町として受け入れていることは多々ございます。

同様に、神割崎も公共の施設ということでたまたま何か活動の場所が、活躍できるような場所がありませんかという中でたまたま神割崎をご紹介しそこで活動していただいたという話題でございますので、特に法に触れるとかいったことはございません。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、1問ずつ行ってください。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、1問ずつということなので、最初教育関係の支援から伺いたいと思います。

今、教育長より答弁ありましたけれども、私一番5年たって支援を受ける上で私なりに大切なことは、先ほど教育長答弁なかったんですけれども、学校、例えば小学校だったら小学校、中学校だったら中学校、全部に対して平等に支援が行き渡るようなシステムというか、状況に今後5年たって昨日もあったようによその台湾等、国内でも災害があってそれにお見舞いを使うような状況でもあるものなので、やはり何らかの形で見直していく、見直すというか考えていく必要があると思うんですが、平等に関してどのような考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野議員がおっしゃること、非常にわかります。大変難しい問題もご

ざいまして義援金につきましては教育委員会を通してくるものじゃないんですね、ほとんどが。全部、学校指定という形で来ます。物資等に関しては教育委員会を通してというケースもありますけれども、学校にこういう形でこの学校にこう使ってくださいというひもつきとか、そういう形の支援が多いものですから、特定の学校に行ったものを教育委員会が聞いてうちのほうに集めて町内の学校に全て平等にやりますよと、なかなかその辺がやりづらいいということですので、教育委員会を通して来たものについては前もお話し申し上げましたように平等に学校分配をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、教育長より教育委員会を通じてということがありましたけれども、地区によりましてはその受け方がいろいろあるみたいなので、例えば歌津地区あたりですと地区の契約とか、あとは別の団体を通じてワンクッション置いて学校に届けられるという支援もあると聞きました。そういった支援を聞いてなおさら学校を指定して支援に来るというのはわかるんですけれども、先ほどから私こだわるように5年経過したということはある程度考慮して、何らかの形で教育委員会が全て窓口とか、そこを通すような形にしていく必要が私はあるんじゃないかと思いますが、その件に関してどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君が退席しております。

佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教育委員会としましても、今野議員がおっしゃったような考えはなくはないのでございます。金銭的なものについては額がさまざまでございますので、ある一定額を超えたものについては今後5年経過したので教育委員会のほうをとという考えも現在検討中でございます。ただ、その額をどれぐらいで切るのかというところは検討の余地があるというところですよ。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長より今金銭的なことに関する答弁がありましたので、私もその件に関して1つアイデアとか提案とかあるんですけれども、より平等に学校に配分とか、なるには一つ例えば金銭的な面とか支援を限定して受けるということも大切じゃないかと思いますが。時間があれなのでざっくばらんとか直接的に言わせていただくと、私も先日地元とか戸倉の小学校に行って聞いた際に、図書室を見せていただいたんですけれども、立派な図書室でいいんですが、まだ蔵書が移ったばかりなのでこれからだと思う

んですけれども、そういったことを鑑みまして5年たって今後急にではなく徐々に支援を受ける方に対して今後は例えば図書カードでしか支援は受け入れないよとか。

またこういうことを言うと特定のものになってしまうのでなんなんでしょうけれども、例えばの例なんですけれどもこういった形でよければ指定を受けた学校が7、あとプールが3で、その3をプールしたものを各学校に均等割するといろいろな方法はあると思うんですけれども、これも1つの考えとしてより平等に対する有効性というか発揮できるんじゃないかと思うんですが、こういった考えに対する教育長の、ちょっと言葉出ないんですけれども、お聞きします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 今野議員さんのおっしゃること、非常に私もわかります。ある一定の制限を設けて支援を受けるというやりかた。ただ、これが非常に難しい問題でございまして支援というものは心の問題がありますので、やはり支援をする側が支援をするという気持ちが非常に大切だと思います。支援を受ける側がこれは要らない、これはこれだけ、こういうものが要するという考えはなかなかかなりにくいということがあります。

したがって、5年経過しましたからある一定程度の支援を受けてきましたから、これからは自立に向けてもっと自分たちの力で頑張る、それは大切なんですけれどもご支援をいただく方の気持ちを非常にくんでから考えていかないと難しい問題なのかなと思っています。

具体的に支援の形でこういう形もあります。継続して支援なさっている方の中には子供たちの修学旅行の旅費に使ってくださいという形でずっと支援を続けている方もいるわけですので、それは学校指定等になってきてそういう方についてはもうたくさんですということもなかなか言いづらいということもございますので、個々いろいろと支援の種類、支援をする方の立場等でさまざまな問題があるということで今後検討していきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の教育長の答弁でわかりました。

私も急にという支援の見直しじゃなくて、今後5年たった上の子供たちにとって支援を受けることがある種災害に対する小さいときの思いというか、災害を風化させないという効果も十二分にあると思うので、ただなおかつある程度の方向性を見出していくことが大切じゃないかということをお伝えしてこの教育の支援に関しては終わらせていただきます。

続いて、ボランティアに関する支援についてなんですけれども、課長より今答弁があつてそれは今わかりましたけれども、今後こういった活動に対する方向性というんですか、継続な

んですが、前議員も質問したような形で、例えば今後買い取った土地に町長ぺんぺん草が生えるという答弁がありましたけれども、そういった対処に対する対応にもお願いできるのかなという思いもするんですが、そういった方向へ行く可能性はあるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に誤解していただきたくないんですが、ぺんぺん草という言葉を使ったのはそうならないという意思表示のことでそう使わせていただきましたので、そこになったからボランティア派遣という趣旨ではありませんのでそこはご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私の言葉の使い方が思わしくなかったようで、そのような形にならない要望というんですか。絶えず管理する上で先ほど新たに課を設けたほうがいいんじゃないかという質問もあったようですけれども、その中の対処の一環としてそういった方のお手伝いをいただくということにもなっていくのかなという思いがしているものですから、町長の今後のそのものずばりじゃないんですけれども、できればどうしようもなくなったら、どうしようもなくとは変な言い方なんですけれども対応する可能性もあるという考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ボランティアの皆さんの活動はさまざまな分野もございますので、その中でボランティアの皆さんの希望もあります。こういうボランティアをしたいあるいはボランティアをしたいというのもございますので、そういうもののマッチングをするということが大事だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ボランティアに関しては大体わかりましたけれども、今町長のマッチングという言葉でちょっとあれしたんですが、実はボランティアってほとんど社協の方たちが取り仕切るわけなんですけれども、私常々思っているのは職員の方の中にボランティア精神あふれる人材というのはどのようなのかという疑問があるんですけれども、そういった状況はどのように町長、把握しているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務部長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員個々の気持ちの問題ですのでそれを推し量るのは難しいんですけれども、たしか昨年県内でも集中豪雨があって大和町で大変甚大に被害のあった際に、職

員に泥上げ作業に出向いただけないかという声かけしたところ若い世代を中心に手を挙げて行っていただきましたので、その気持ちは根づいているんだろうと思いますけれども、全体数から何%とかそういった数字的な形では把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私が聞いたかったのはそういった災害に対してもそうなんですけれども、常日ごろのそういった中でこういった実例を出すのはどうかと思うんですけれども、実は私この庁舎のすぐ裏側の土手なんですけれども、すごいススキがいっぱいモダっていったらその寸前みたいになっているのでそういったやつを誰も思わないのかなと思って、それ、俺がもし職員だったらすぐ草刈り鎌持ってきて刈るみたいな思いがあったものですから、小さいことなんですけれども、そういった思いもするものですから、どのようなものかと思って聞きました。そういった対処はどのようになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ボランティアというのはその人の気持ちですので、今野議員も少しモダの状態になっていたら今野議員もボランティアしていただいて全然構いませんので、その辺ご協力をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

私もそういった方面好きなものですから、ただ名前を出すとあれなのでこっそり、もしする場合はさせていただきたいと思います。

これで2件目の質問を終わらせていただきます。

次に、3件目に移らせていただきます。質問の相手としましては町長。質問事項としまして防潮堤の見直しについて。

1番、町内全域での防潮堤設置は景観法への抵触はないかということで質問させていただきます。

第2点目は、町の環境基本計画において安心安全のための防潮堤設置と環境保全との整合性をどのように考えているのか。

3番目、防潮堤完成後の景観消滅も観光政策をどのように考えているか。

以上、要旨として3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 1点目、町内全域での防潮堤設置は景観法への抵触はないかということ

についてお答えをさせていただきますが、景観法は、この法律自体に規制内容、項目等が定められておりまして具体的な規制が行われるというのではなく法律によりまして景観行政団体となったものが景観計画を定めてこれに基づいて施策を行うことにより効果を発揮するというものでございます。

景観行政団体は都道府県、政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となります。南三陸町のようなその他の市町村につきましては、知事と協議して知事の同意を得ることにより景観行政団体となることができるとなっております。

県内の景観行政団体は宮城県、仙台市、登米市、松島町、塩竈市、多賀城市でありまして、南三陸町は現時点において景観行政団体ではございません。さらに、景観行政団体である宮城県においても景観計画が定められておりませんので、南三陸町においては景観法への抵触はないと考えております。

次に、町の環境基本計画において安心安全のための防潮堤設置と環境保全との整合性をどのように考えているのかということについてお答えさせていただきますが、現行の環境基本計画では基本目標の1つである自然環境の保全及び創造の中の主要施策である海岸環境整備事業において、生態系に対する影響を考慮しながら自然環境に配慮した施設の整備に努めることとっております。

防潮堤を整備する宮城県では、国と連携して災害復旧に伴う景観、環境等への取り組みについて環境の専門家などの有識者からなる三陸南沿岸、石巻海岸地区環境等検討懇談会を開催して技術的な助言、指導をいただきながら生態系、そして環境に配慮しながら事業を進めているものと認識しております。

次に、防潮堤完成後、景観消滅後の観光政策をどのように考えているのかということについてお答えさせていただきますが、既にご案内のとおり青森県八戸市から宮城県牡鹿半島に至る三陸沿岸一帯は平成27年3月に三陸復興国立公園として環境省から指定を受けました。さきの震災によりまして沿岸区域一帯が壊滅的な被害となったことを受け震災からの復興及び伝承を目的に指定されております。

このように、三陸沿岸を後世に残すべき景観は世界に誇れる資源であると同時にあの被害を繰り返さないという教訓から命を守るくいではいけないと思っております。当町には、震災以降、震災の教訓や防災減災を学ぶために多くの学生は企業の方々が研修で訪れております。防潮堤は防災減災対策を後世に語り継ぐためには非常に大切な一つの学習資源になるものと思っております。

また、当町には海に限らず山や里、食などのすばらしい資源がありますし、それら資源を活用して地域の活性化につなげようと取り組む地域の方々がたくさんいることは何よりの財産であると感じております。風光明媚な自然景観はもとより、人と人とのつながりや学習フィールドとして地域資源を最大限に活用した観光振興に努めていかなければならないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） まず、1点目から景観法への抵触ということで、景観法を出したのは失敗だったなと思っております、もっとそれに関連した海岸法というのがありましてそっちのほうかなと思ったんですけれども、もう質問出しちゃったのであれでした。

実は、この防潮堤の見直しについてはどのようないきさつから質問出すことになったかといいますと、町長、今はゴルフをしていないということなんですけれども、松山選手が優勝した次の週なんですけれども、岩田選手もファイナルラウンドというか、最終組に入ってしていたときの会場がアメリカカリフォルニアのペブルビーチというところなんですけれども、その景色のよさに私も感動しましてこういった景色は何ていいですか、アメリカでもあるんだという思いに駆られ、そういう思いの中新聞を開いたら広島県福山市の鞆の浦の記事が載っていました。それによると、景観保護を前面に上げた住民の運動が動き出したらとまらないという、公共事業をとめたという記事でした。良好な景観を守る大切さ、2004年に景観法が制定され、これまで景観よりも開発が重視されてきたので失ってはならない景観、その必要性を私、記事で見てぜひ現在計画されている防潮堤、安心安全、先ほど町長答弁あったように防災教育等今後活用はできるんでしょうけれども、何分海の見えなくなった町での生活、私もきのう帰りに荒島のほうを通ったんですけれども、橋をおりていくともう荒島が見えない状況だったので防潮堤をつくるなどは言わないんですけれども、何らかの形で見直し等できないのかという思いがありまして質問させていただきました。

ところで、コンクリートむき出しじゃなく、町長御存じかどうかわからないんですけれども、岩沼市等で行っている緑の防潮堤に関して御存じかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 緑の防潮堤を提唱しているのは横浜国立大学の宮脇先生であの方はうちの復興計画の策定委員でございました。ですから、十分知っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） あの計画も防潮堤の裾野の上に土を盛って木を植えるということで何か

成功、失敗両論あるみたいですのでそういったことを見直して進めろというのではないんですが、今後何らかの形で見直し、例えば国も、偶然私きょうの新聞を見たんですけども見直しをするような方向に向かっているみたいです。計画できたものをつくるのは当然なんですけれども、見直しという意味で今レベル1なんです、何らかの形でレベル0.5みたいな形で食い止めるといことはできないのか。おいおい2次工事みたいな感じでレベル1を目指すというとつひもないあれなんです、そういったことは対処できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防潮堤の件につきましてはこれまでもいろいろ議論があったところございまして、ある意味私からお話しさせていただきますればこの間質問もありましたけれども、外国特派員協会で記者会見をさせていただきました。そのとき、どこの国の記者さんかわかりませんが、防潮堤の問題について質問いただきました。そのときに私お話をさせていただいたのは高さの議論は確かにあるだろう。それは認めます。ただ、うちの町として防潮堤をつくらないという選択肢はないというお話をさせていただきました。

あえて言わせていただければ、この約100年でうちの町は4回大きな津波にやられています。東日本大震災の1年で3回津波が来ています。そういう地域で防潮堤をつくらないという選択肢は多分ないんだらうと私は思っています。その中で、例えば防潮堤をつくらないということになった場合にあの東日本大震災の2日前、1年前、うちの町民の方々、1年で3回財産をなくすということになります。そういう観点から考えた際にうちの町で防潮堤をつくらないという選択肢は私はないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、町長つくらない選択肢はないという答弁いただきましたけれども、私は見直す必要性はあるんじゃないかと、高さに関して、その件に関しては町長、どのようなお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） うちの町の防潮堤の高さというのはただ決めたわけではなくて中央防災会議でこういったL1の津波が来た、三陸海岸という独特の地形、せり上がりがある、そして余裕高をもって1メートルということであの町は8.7ということに決めていますので、ただ単に何の裏づけもなく8.7という数字を決めているわけでない、ですから、今野雄紀議員がどういう高さの防潮堤がいいのかわかりませんが、基本的にそういった裏づけのもとで

我々は決定をしているということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった感じで10, 8.7メートルなんですけれども、現にこのごろの動きからするときょうの新聞もそうなんですけれども、防潮堤まちづくり勘案ということで便益と比較高さの適正かということで、防潮堤の高さの決め方について専門家が集まる土木学会が見直し作業を進めているということで記事がタイムリーといいますか、何かで載っていました。これによると、学会に対してなんですけれども、防潮堤などの津波対策というか地域の社会経済活動を支えるために行われているという観点も新しく制度を検討する上でこれまでの防潮堤は津波及び高潮などの発生確率をもとに物理的に設計され、陸側に住む人々の活動は考えられていなかったということで、そこで海の見えない防潮堤が町の活性化を阻む場合もあるということもうたわれています。

守るべき民家が高台移転でなくなった浜で、今回巨額の工事が進む矛盾も検討されているようです。防潮堤をめぐる地域の合意形成のあり方も大いに問題にはなっていましたけれども、住民にわかりやすく情報を伝え計画段階から参加することも大切だとこの記事には載っています。

そういった形で今後国交省も提言後の省内での検討を進めているという記事なので、あれなんですけれども、載っていましたので、私としてはなるべくある程度高さをもう少し抑える方向の検討も必要じゃないかと思うんですが、そういった考えは改めて町長、ないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 防潮堤の必要、必要でないというのはそれぞれの自治体の考え方でいいと私思っているんです。ただ、うちの町は必要だよという話です。

少なくとも、今野議員も篤と御存じのように、1960年のチリ地震津波で我々5.5メートルの津波で壊滅しました。その後に5.5メートルの防潮堤ができて、それでその後の津波についてはその防潮堤でブロックしてきたという事実ですから、そういう観点で考えればこの町は将来もまた同じように必ず津波は来ます。そういうときに防潮堤がないとなったときに一体当時東日本大震災の教訓は一体どこに飛んだんだという話になりはしないかと、私はそう思っている。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった懸念もされるでしょうけれども、私が思うには高台移転した

上での今後の津波ということになるので、今回のこういった災害を教訓に防災関係でもそれなりに避難をしようと思うんですが、そういった意味合いも兼ねて必要だということはわかるんですが、もう一つ懸念すべきことは大体1メートル当たり約260万円かかっている県の発表がこの前ありましたけれども、そういったものができて今後私たちが生きていくかわからないですけども、50年、100年の耐久期間の中で維持管理って大変じゃないかと思うんですが、そういったことは現在の安心安全を考えれば懸念する必要がないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私は、東日本大震災を経験して最も重要、大事にしなければいけない命だと思っています。今野議員も篤とその辺はご承知だと私は思っています。ですから、そういう観点でいったときに、この町で住んでいる方々の命とあわせて観光や仕事でうちの町においでになった方々の命も守る。少しでも津波の到達をおくらせるということを考えていった場合に、防潮堤の選択肢ということについては避けて通れないだろうと、ある意味この地域ですよ。ほかの地域のことには私とやかく言うつもりは全くございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長、今命の大切さということでそれは安心安全への第一の取り組みだと思います。しかし、住民が日々生活していく上で生活の豊かさというか、そういったものを実感する上で防潮堤は何らかの形で影響しないのか。やはりそれでも何が何でも大事、安心安全、命という考えなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もう5年といいますか、まだ5年といいますか、5年前のあの惨状は私は多分生涯忘れませんので、命を守るということについては不退転の決意だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。

では、町長にとって防潮堤の見直しはないということで確認させていただいて私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時35分といたします。

午後 2 時 1 9 分 休憩

午後 2 時 3 4 分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

通告 6 番小野寺久幸君。質問件名、被災者の生活支援について。以上、1 件について一問一答方式による小野寺久幸君の登壇発言を許します。4 番小野寺久幸君。

〔4 番 小野寺久幸君 登壇〕

○4 番（小野寺久幸君） 4 番小野寺です。議長の許可を得ましたので、壇上より質問をさせていただきます。

質問は被災者の生活再建支援についての 1 件だけですので、前置きを少し長くお話しさせていただきますと思います。

東日本大震災から 5 年になります。国民健康保険の被災者の医療費について、震災直後は全額国の負担で被災者の窓口負担はありませんでした。2012 年 10 月からは窓口負担の 8 割を国が 2 割を県が負担し窓口負担はありませんでした。しかし、県は 2013 年度に制度を打ち切り、一旦窓口負担が発生しました。2014 年度になって、国の追加支援により対象を低所得者等に絞り再開されております。26 年度は国の支援も打ち切られるということで 26 市町が援助の打ち切りの方針を示して南三陸町も窓口負担免除を打ち切るという意向を示しております。

県の調査では石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、松島町、七ヶ浜町の 8 市町が窓口負担継続の意向を示しているということであります。方針が保留されていた女川町でも、継続の意向が示されるやに聞いております。

窓口負担が発生すると受診抑制につながるものが懸念され、病気の悪化を招くおそれがあります。やはり、被災した方々の話をお聞きしますと、病院行く回数を減らさなくちゃ、うちは免除対象じゃないけれども、せめて経済的に大変な方々には無料にすべきだという声があります。これから、災害公営住宅に入ってようやく落ちつけるというときに町民は有料化、住宅の家賃、教育費などの負担がふえる中で、医療費の負担が生じることは年金生活者などの低所得者にとって生活の大きな不安になっています。南三陸町として窓口負担免除の継続考えられないか伺います。

次に、昨日の新聞ですけれども、町長のお話として新年度中に防災集団移転促進事業の宅地造成が終わり、整備予定の災害公営住宅もおおむね完成する。最重要課題の住宅再建にめどがついたとありました。被災した町民にとっては待ちに待った新たな生活基盤ができるとき

が来たと思っていることと思います。

しかし、被災から5年がたち生活費に余裕がないという声も聞かれます。いざ入居となったときに引っ越しの費用を一旦立てかえて払ってください、保証人をつけてくださいということで入居をためらっているという声が聞こえてきました。住宅再建のスタートというときにつまずくことになり、いっそのまま仮設住宅でいいという声もあります。災害復興公営住宅への応募に関して連帯保証人が求められており苦慮している、連帯保証人が準備できないと災害公営住宅には入居できないのかとの不安の声、相談が寄せられており、中には連帯保証人が見つけれず災害公営住宅には入居できない、自力で住宅を再建する力もないので、このまま仮設住宅で最期を迎えたいあるいはあのときに死んでいたほうがよかったという悲壮な声まで聞かれております。

応急仮設住宅における仮設環境は極めて厳しく、被災者の肉体的精神的疲労はピークを越えていると思われまます。心身ともに無理をしながら日々生活をしているのであります。早期に安全で快適な住宅が再建されなければ、個人の尊厳は損なわれ幸福を追求する権利は侵害されたままと言わざるを得ません。健康で文化的な最低限度の生活を営むこともできない状態が続くということになります。

憲法25条には、御存じと思いますけれども、1、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。そして、国は全ての生活場面において社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。この条文は全て国民は権利を有するということでもあります。その権利を保障するのは国であり政治だと思えます。2項の、国は向上及び増進に努めなければならないと政府の義務を定めております。

災害によって住居を失い自力で住居を再建することが困難な被災者にとって、災害復興公営住宅は恒久的な住宅を確保し得る方法であります。住まいの再建は人間の復興に不可欠な基本的条件と思えます。災害復興公営住宅の入居要件はそうした視点から設定されなければならないと思えます。

この点、公営災害住宅法1条には住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。そして、同法では連帯保証人の確保や税金の滞納がないことなどは必須の入居要件とはされておられません。

自治体の中には連帯保証人をつけることができない被災者については、個別に対応し、必須の条件としない取り扱いとする自治体や、市長の判断により要件を緩和することができるよ

うになっている自治体もあります。しかし、そうした柔軟な取り扱いが可能であることが住民に周知されていないことから、住民に災害復興公営住宅の応募自体を躊躇されている方がいると思われます。

以上、この引っ越し費用の入居者立てかえと保証人について考えてほしいという声がありますので、その対応についてお伺いしたいと思います。壇上からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1点目のご質問でございますが、国保医療費の窓口負担一部免除の継続についてということでお答えさせていただきますが、議員が今お話しのとおり、東日本大震災により被災した国民健康保険被保険者に対する医療機関窓口での一部負担金免除措置につきましては、震災発生直後から2014年度まで実施しました。その後、対象者を限定した形で平成26年度から再開し、現在に至っているところでございます。

実施の背景には、国及び県の財政支援があり形を変えながらも今年度まで継続されたものであります。しかし、震災から5年が経過し、これらの財政支援の一部が今年度をもって終了するという理由からこの措置を継続することが困難な状況が発生してまいりました。これは県の意向調査の結果からもうかがえるもので、多くの市町村が今年度限りで終了の意向を示しました。その大きな理由はやはり国保財政の今後の見通しであり、独自の財政を捻出するのが困難ということでもあります。

当町においても、この措置の継続に関しましては平成26年度に再開する際、たしか小野寺久幸議員ともいろいろ議論をした経緯がございますが、その際に私からもお話をさせていただきましたが、毎年度ごとに継続の可否を判断して終了の時期を国の追加支援が終了する年度ということをお話しした経緯がございます。内部での協議を繰り返してきたところでありますが、結果として終了の方向で検討することとし、近隣市町あるいは県の意向調査などに関しても終了の意思表示をしていたところであります。また、さらに1月25日の定例記者会見において報道機関からの問いかけへの回答として終了の意向を対外的にも公表した状況でございます。

最終的には先月75歳以上の後期高齢者が加入する後期高齢者の保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合の同様の決定を踏まえ、国の追加的財政支援終了等の理由から平成26年度再開した際の終期、すなわち平成28年3月をもってこの措置を終了するとしたものでございます。

なお、この時点で一部負担金を免除されている被保険者の方々には通知書でお知らせをする
とともに、今後とも支援が必要と思われる場合には従来の制度の枠組みの中で軽減措置等の
周知を図りながら対応していく所存でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に2点目のご質問、災害公営住宅入居に際しての保証人についてお答えさせていただきます
ですが、当町では震災以前から町営住宅への入居に際しては町営住宅条例の規定により連帯保
証人を立てることを要件としており、入居予定者から連帯保証人が連署した受け書の提出及
び敷金の納入を確認した後に入居を許可することにしております。このうち、敷金について
は災害公営住宅への入居の場合に限り一定期間納入を免除することにしてはありますが、連帯
保証人については災害公営住宅への入居者に対しても従前同様の取り扱いとしてござひます。

公営住宅の入居者の連帯保証人につきましては、家賃の納付に係る連帯債務者ということだ
けではなくて入居者の緊急時の対応等に当たっていただく必要もあるもので、そういう考え
でござひます。災害公営住宅への入居者に対しましては、仮申し込み書を対象に入居1年前
から開催している暮らしの懇談会や、本申し込み書を対象にした入居者説明会の場において
入居に関する手続の説明の中で連帯保証人についても周知を行ってはありますが、連帯保証人
の確保に不安があるなどの入居者につきましては個々に事情を確認した上で対応することと
してはおります。今後につきましてもあらゆる機会を通じて入居者の不安の解消に努めて、災
害公営住宅の入居による被災者の居住の安定を図ってまいりたいと考えてはおります。

かいつまんで申し上げますが、つひの住みかができましてせつかくお入りいただける環境が
整いましたので、そういった連帯保証人がいなくては入れないということについては我々も
個別に相談させていただきたいと思ひますので、ご遠慮なくご相談をいただければと思ひま
す。

3点目の質問でござひますが、被災者の災害公営住宅や民間アパート等への引っ越し代金の
受領委任払いについてお答えさせていただきます。ご案内のとおり、被災者住居移転補助と
いたしましてはがけ地近接等危険住宅移転事業補助金及び防災集団移転促進事業補助金では
上限80万2,000円、被災者住宅再建支援事業補助金及び被災者住居移転支援事業補助金では上
限30万円の除去及び引っ越し費用を助成いたしてはおります。

各種補助金の交付までの流れといたしましては、補助金申請を受け付け、補助金交付決定を
したのものについて補助金の対象の引っ越し等を実施し、費用を支払った後に実績報告により
まして補助金額が確定し補助金を交付してはおります。補助金の交付は引っ越し費用を支払
った後の実績をもとに行われるため、一時的に引っ越し費用の負担をしていただくことにな

りますことが現状でございます。生活困窮の方々もでございますので、一時的に費用の負担が困難である方に対しては費用負担の軽減を図るために引っ越し代金の受領委任払いの制度設計、構築に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、最初に小野寺議員からご指摘があったようにそういう方向性を我々としても構築したいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 済みません。まず、医療費の問題ですけれども、我々がこうして医療費と引っ越しの代金、保証人の問題全てなんですけれども、我々がこうして取り上げるのが少し遅かったかという反省はあるんですけれども、先ほどお話ししたように沿岸部の特に仮設住宅の入居者の多い自治体がほとんど免除継続の意向を示しているということです。ですので、南三陸町だけがいち早く打ち切りを表明してしまったということなんですけれども、まだこれから絶対それができないということではないと思うんですけれども、改めてその継続の意向をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まず、医療費の窓口負担免除につきましては前からお話ししておりますが、不公平だというご意見を随分いただいてまいりました。なぜこの分野だけなんだというお話をいただいてまいりました。ご案内のとおり、国保だけでなくほかの保険医療制度もございますので、そちらは全く適用にならないという現実がございます。最終的に、私どもが決定をさせていただいたのは後期高齢者が窓口負担が発生するということです。簡単なことを言わせていただきますと、私のおふくろが窓口負担をして私が窓口負担をしないという、どうしてもこれはいびつ、あるいは不公平という捉え方がされてしまうということがございます。

もう少しお話をさせていただきますが、財政支援がなくて一部窓口負担の分を町で面倒を見るということになると、当然国保財政の中で拠出をしなければいけない。国保財政の中で拠出するというのはこれの一部負担が免除になっている方、約1割です。そうすると、9割の方々の国保税をそちらに充てるということになります。そうしますといずれどういうことになりますかという、そういうことをしていきますと国保財政が厳しくなっていく。国保財政が厳しくなってくるとどういうことになるかという、税率を上げざるを得ないとなります。そういった一部のことでなくて、我々として考えたのは全体としてどう国保財政運営をしていくのかという判断の中でこのような決定をさせていただきましたので、今まで制度恩恵を受けてきた方々がいらっしゃいますので、その方々には大変継続していただきたいと

いう思いは十二分に理解できます。

しかしながら、前にお話ししましたけれども、当面我々としましても減免措置がございます。現行制度の中でも。そちらの減免制度を使ってそういった方々に対して救いの手といいますか、そういったことで支援をするという方向も考えていく、そういう方向で我々として考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、不公平というお話があったんですけども、これが不公平という尺度で捉える問題なのかと思うんです。今、自分の例を挙げてお母さんが払って自分が払わないようなことがあっては不公平だということがあったんですけども、対象になる方々が必ずしも比較の仕方なんですけれどもどのように言ったらいいんでしょうか。要するに、不公平で切られる話ではないのではないかと私は思います。その辺もう1回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そこは、私というよりもこれまで5年間窓口一部負担免除ということがありまして、それも町民の皆さん知っているわけですよね。そういう方々から意見をいただいたということで私お話をさせていただいたのはそういうことです。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私は町民の中には不公平なんじゃないかという声もある。確かに、私も介護保険はどうか、後期高齢者はどうかという話をされた人もいることは確かです。ですけども、私の考えとしてはそこを不公平で切る問題ではないと思います。

医療費の免除については、先ほどお話してきましたようにこれまで国が8割、市町村が2割、2割分にも国からあったと。2016年度は免除を続ける自治体に対しては8割補助は続けるという国の方針であるということです。2割分の交付金がなくなるので町はその分負担しなくちゃならない。岩手県では自治体負担分を県が負担している、一部を負担しているということとして、県の国保医療課というところのお話なんだそうですけれども、免除措置継続の財政支援措置は考えていないけれども、国保財政そのものが厳しい自治体について様子を見ながら財政調整交付金を使うかどうか検討するというお話をしているということです。

国は、28年度の免除継続についての交付金についての明言はありませんけれども、市町村が継続するなら検討してもいいというお話もあるということですけれども、国県に対して交付金の継続を要請すべきと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 検討ということで、県も検討国も検討ということでなかなか確約のない話でございますが、いずれそういった検討ということでございましたら町としてそちらにはたらきかけすることはやぶさかでないと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、確認なんですけれども、要請をして可能ならば継続の可能性もあるということでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の答弁で私がお話ししたのは財政支援、国県の財政支援が打ち切られた時点で町としての窓口一部負担金の分については中止をさせていただくということは2年前にお話をさせていただいたところです。今回も、そういう従来の2年前のお話の中で言った、そして制度がそのように打ち切られるということで町としてはそういう判断をせざるを得ないということで、今回初めてこういう話をしたわけではなくて、2年前にこの問題で小野寺議員と議論した際にもそういうことは明言を私にしておりますので、今回こういう形になったのでやめざるを得ない、中止せざるを得ないという判断をしましたが、国の財政支援、県の財政支援があるということでしたら町として何ら、財政支援があるという前提ですから、もしあるのですしたら町としての再開はあり得るんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 先ほどお話がありましたけれども、今出せる資料としては25年度のものになるかと思うんですけれども、これまで無料化のために町が負担した分の額、それから人数とかもしわかりましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、私のほうから窓口一部負担の減免等の実施状況についてお知らせいたします。

25年以降の実績ですと対象者を絞り込んで実施した26年度は対象者が508名、これは捉える時期で若干流動的ではございますが、免除総額が6,674万円ほどでございました。うち、町が本来負担すべき金額がその10分の2の部分で1,335万円ほどだったということです。27年度につきましては、547名で6,500万円を見込んでございます。最終的に町の負担は26年度とほぼ同額ですが1,310万円ほどが本来であれば負担する額という捉え方ですが、この部分について国の追加的財政支援を受けているという解釈でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、町の負担分が26年度1,300、27年度も同じぐらいということでしたけれども、これを先ほど町長は町から出すことはできない、国から県からの交付金がないとできないというお話でしたけれども、そこを財政のやりくりができないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 財政運営というよりも物事の考え方だと私は思います。いわゆる1割の方の財政負担を9割の方々の国保税で賄うという、根本的な問題だと私は思っております。ですから、繰り返しますが、財政運営が厳しくなったときに今度は全部の方々に税率アップをしなきゃない。そういうところでどうしても行かざるを得ないんですよ。ですから、先ほどからそういうお話を申し上げている。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それではその点細かくお伺いしますけれども、仮にこれを町で負担して残りの方々の保険税に上乗せするとしたときにどのぐらいアップになるのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません、詳しく積算しておりません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） その点は後でもしできたときでいいですので、資料をいただきたいと思います。もう一度確認、一応確認なんです。1つは国県からの交付金が可能であれば再開は可能であるということ。なければできませんということ、ここをもう1回確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりです。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） これ以上話しても平行線だと思いますのできょうのところはこの辺までにしておきます。

2つ目、3つ目なんですけれども、保証人についてなんですけれども、いろいろお話ししましたように保証人を探すのは難しい、なかなか頼めない、中には議員何とかなってくれないかという人もいますけれども、それは無理な話ですので、やはりここは住宅法にありますようになってもいいんだということもありますので、もう一度考えられないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 連帯保証人の関係を全てなくすということではできないと思います。ただ、先ほど言いましたように、こういった災害になりまして連帯保証人になっていただけそうな方が町を離れてしまったとか、さまざまなケースがあるんだろうと思います。そういった個々のケースがございますので、先ほど私答弁で言わせていただきましたけれども、個々の案件についてはご相談をいただければ、さっきから繰り返しますが、せっかくなので住みかができてそれに入れられないということはありませんかと思っておりますのでどうぞ遠慮なくご相談をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 担当課のあれは副町長さんにもお話ししているんですけども、国の復興庁の統括官付参事官というところから通達が出ているはずなんですけれども、保証人についてそういう義務規定はないので保証人をつけなくてもいいようにしてあげなさいという通達が来ていると思うんですけども、これについてはどう思われますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 統括官、国交省の文書を読み上げます。

入居を希望する被災者の方々の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合となっておりますので、全てではございませんで一定の努力をしていただくことが前提でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 多分、困っているのはそれなりに努力をしてもなかなか見つけれないあるいは頼めそうな人がいるけれどもいろいろな事情があって頼めない。いろいろな事情があると思います。それから、聞いている中ではなかなかそういうことも人には恥ずかしくて言えないんだというお話も聞いております。

確かに、町としては保証人がいないと後々いろんな問題が起きたときに大変だと思うんですけども、震災に遭われてずっと大変な生活をしてきてようやく復興住宅に移れるというときにまたここでつまづくということは落ち込みがひどいんだそうです。これは当事者の方からお話聞いたんですけども、先ほど言ったようにもう仮設から動きたくないあるいは津波で死んでいたほうがよかったみたいな話もあるそうですので、町では個々の相談には柔軟に対応するということなんですけれども、むしろこれは最初から保証人なしでできないのかと、もう1回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前提としてとにかくお入りをいただくということを町としても最優先にさせていただきますので、ただ連帯保証人を全て撤廃ということは無理でございますので、そこはひとつご理解いただきたい。とりわけ、今努力義務というお話がありましたが、頑張っても見つからないというケースはあると思います。そういう方にはさっきから何回も繰り返しますが、どうぞ遠慮なくご相談をいただければ町としてもしっかり対応させていただくということです。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 言いたいことはわかります。

生活困窮者支援法というのがあるんですけども、ここではその問題には深くは入らないんですけども、そういう事業が行われているはずなんですけれども、南三陸町ではどのような体制になっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 当課の社会福祉係で担当してございますが、NPO法人に委託して実施しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 私もそのNPO法人のことは知っているんですけども、具体的にどのような形で町で行われているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まず、相談を受けるところから始まるということでございまして、現在相談の窓口を開設してございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 相談の窓口はどこにあって、常時あるのかあるいは定期的な不定期なのか、その辺お願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 窓口としましては社会福祉係、地域で申しますと気仙沼福祉事務所が管轄をしておりますので、そちらを通じて行っております。

生活相談につきましては人権相談等と一緒に第2、第4火曜日ということで毎月行っておりますので、そういった機会を利用いただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、月2回、場所は社会福祉係、具体的な会場はケアセン

ターでということですね。困ったときに行く場所が多分皆さんわかっていないのかなと思いますので、回数はできればふやすこととPRをもっとすべきでないかと思えますけれども、もう1回お願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） なかなか知らしめてもなかなか全部に伝わっていないということですので、広報並びにホームページ通じてなお周知をしたいと思えますし、なかなか場所において願えないという場合もあると思えますので、そういった方々には気軽に保健福祉課まで電話をいただくように議員さんからそういった方々がいらっしゃいましたらそのようにお伝えしていただければと思えます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 議員は個人が知り得る人というのは限られている、その場合にはお知らせすることになるんですけども、インターネットなんですけれども、そこにつながる人というのは非常に少ないんだと思えます。特に、低所得者とか困った方々というのはそこに行きにくいのもっと積極的なアプローチというか案内が必要かと思えますけれども、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 広報紙に毎月掲載をするようにもいたしますし、現在も行う前には無線放送等を通じて周知をしてございますので、その辺ももう少し充実させてまいりたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 生活困窮者自立支援法については、また別の機会でお伺いしたいと思います。

今回お伺いした中で、さっきの問題に戻りますけれども、引っ越しの際の立てかえの問題ですけれども、今制度設計を考えていらっしゃるということでそれが具体的にいつから使えるのか、その見通しをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） お答えさせていただきます。

引っ越し費用の受領委任払いについては、沿岸15被災市町におきまして今現在七ヶ浜町と東松島市で制度実施しているところがございます。当町におきましても今後災害公営住宅が28年度に完成いたしますし、随時入居が始まることから新年度早々に制度整備しまして導入し

て生活困窮者の支援に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 場所によってはもう既に引っ越しが始まっている、引っ越しされた方もいますけれども、今3月末、4月に引っ越ししなくちゃいけないという人がおまして、その中でも大変なので何とかならないかというお話もありました、実は。お話を聞いた分に関しては何とか方策をとったようなんですけれども、そのほかにも多分困っている方がいるとは思いますが、制度ができる前の分の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度できる前にはなかなか難しいと思います。いずれ、3日後に引っ越ししなきゃいけないけど金ないんだ、なかなかそこまでは町としても手を差し伸べる、そのときは少し引っ越し制度すぐつくるように考えているようですので、そこは少し引っ越しをお待ちいただくとか、そういうことの手を打っていただく。お互いに知恵を出さなきゃいけないのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 実は、町長が言うように今すぐ引っ越すと出さなきゃいけないのもうちちょっと待ってみようかというお話にもなっておりますので、それがわかっている人はいんですけれども、ほかにいるのかどうか、私が聞いてつかんでいる部分はほんの一部ですので、もし何らかの形で、広報なり、引っ越しを待てという広報ができるかわからないんですけれども、そういう相談が来た場合にはそういう対応になるということによろしいでしょうか。

きょうの質問は件数1件だけですし、内容も限られていますので、この辺で終わるんですけれども、やはり5年たって先ほど町長おっしゃいましたようにもう5年まだ5年いろんな方がいらっしゃると思うんです。我々もその人たちに、よく寄り添うという言葉があるんですけれども、皆さん頼りは行政なんです。行政だと思うんです。そのための、我々も言われまされども、何のために給料もらっているんだと言われますけれども、その辺の被災者、特に弱い方たちに寄り添った形での想像力を使った対応をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。その点について一言お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 小野寺久幸議員が一般質問した以外にも、まだまだたくさん問題を包含しながら今復興の道を皆さん歩んでいると思います。そうした中で行政として精いっぱい

できる範囲のことをこれまでもやってまいりましたしこれからも我々としても精いっぱい皆様方の思いを遂げるように努力をしていく必要があると思っています。

○議長（星 喜美男君） 以上で、小野寺久幸君の一般質問を終わります。

通告 7 番佐藤正明君、質問件名 1、農業経営の振興対策について、2、町道河川の維持管理について。以上 2 件について一問一答方式による佐藤正明君の登壇発言を許します。2 番佐藤正明君。

〔2 番 佐藤正明君 登壇〕

○2 番（佐藤正明君） ただいま、2 番佐藤は議長の許しを得ましたので登壇より 1 件目の一般質問をさせていただきます。

質問事項、農業経営の振興対策について。質問相手は町長になります。

質問要旨。農業経営が安定する振興対策を伺う。

1 問目。農家は農業所得だけでの生活が厳しい状況の中、農作業に取り組んでいる。今年度も畜産と畑作農家が減少している状態であります。支援対策を考えては。

2 問目。遊休農地がふえつつあります。

以上、登壇より質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 佐藤正明議員の一般質問にお答えさせていただきますが、ご質問の農業経営の振興対策ということですのでお答えさせていただきますが、1 点目の農業経営に対する支援、対策の考え方についてということでお答えさせていただきますが、ご案内のとおり本町の農業につきましては中山間地域による狭隘な地形上、1 戸当たりの経営面積も少ない。水稻を主体とする施設園芸、畜産との複合経営を中心とした農業経営を展開してまいりました。

そのような中、東日本大震災により被災した農地については原形復旧工事や圃場整備事業により生産基盤の強化と生産関連施設の復旧に取り組んでおりまして、農業生産力の向上と営農環境の整備、農地の集団化を進めるとともに担い手への利用集積や農業機械の共同利用化についても推進しているところでございます。

一方、被災していない農地については高齢化による担い手不足等に加え、米価の下落等農産物価格の低迷により農家数が減少しているのも事実でございます。このような状況に対する町としての支援策及び対策としては今般国による T P P 関連政策による農業関係の各種補助事業が創設されたことにより、それらに該当する事業や既存の各種国県補助金導入について

国及び農協等関係機関と連携し、農家の経営基盤の整備と所得向上対策に図るべく園芸作物等畑作物の各種事業の導入を推進してまいりたいと考えているところであります。

また、畜産については使用者の高齢化による農家戸数の減少も進んでいるところでありますが、ここ数年子牛市場の価格が高値で推移をしており、今後も安定した価格で推移すると見込まれることから家畜導入に係る特別導入基金事業などを積極的に活用していただきますように、今後も農家の皆さんに周知をしていきたいと考えております。

2点目の遊休農地に対する対策についてお答えさせていただきますが、遊休農地、いわゆる耕作放棄地に関しましては当町のみならず全国的な問題ということになってございます。当町の耕作放棄地の面積は約450ヘクタールになっており、1点目の質問に関連いたしますが、高齢化による担い手不足等による耕作農家の減少にも比例して増加しているのも事実であります。

遊休農地防止対策として、町では耕作放棄地対策事業や緑豊かで活力あるふるさと創造事業を実施しているところでありますが、今後の遊休農地解消策及び農地の有効利用としては農地中間管理事業などを活用し、経営拡大を図る認定農業者や集落営農による生産組織等地域の担い手となる農業者に対する農地の集積を図りたいと考えております。

また、町では平成22年度に遊休農地実態調査を実施いたしましたが、震災によりその資料及びデータ等が流失をしたことから改めて調査を実施する計画であります。しかし、現在圃場整備事業が施工されていることから、その完了式や被災した農地所有者の方々の住宅再建等の生活基盤整備後に営農再開を計画している方もあろうと思われまますので、こうした状況を勘案して調査実施時期を見きわめた上で農業委員会と合同による農地利用状況調査を実施し、意向調査や現地確認調査によりまして再生可能農地と再生困難農地に仕分けするなど、遊休化しないような農地の有効活用について地権者や地域との協議を行っていききたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま、答弁いただきました。

質問においては農業経営は厳しいと、そういう中今始まった時期ではございません。前からいろいろそういう形で農家の方たち頑張ってきた形であると思えます。農業だけでは生活ができなくて兼業的に職業やって生活をやっているという中でも、私見しているところでは今町長の答弁にありました和牛の肉牛では生活面においては結構よい形です。牛には和牛もありますし乳牛もある。乳牛は震災の年電気がなくて大変な思いをしていたようでございました。

電気がなくて牛乳が搾れなかった、そういう対策で震災後大分牛もストレスがたまって牛が死んでしまったという経緯が結構ございました。そのときも自分たちでは酪農組合である程度は対応したような形ですが、その辺町でおさえているかどうかもお聞きしたいと。一応は乳牛。

もう一つは、畑作農家なんですけど、そちらについては前にお話ししてやったと思うんですが、地方の農家入谷なんですけれども、昔は畑作のたばこで2億円以上の生産を上げていた。その当時は230から240戸で大体1世帯2反歩くらいで耕作していたんですね。それが第1事業で所得とすればまずまず農家にとってはいい所得だったので、畑作のほうはそのように進んでいた。それが現在は、230から240戸あったのが5戸になってしまった。そういう中でこれはいろいろな事情もあろうかと思えますけれども、とりあえずそういう状況だと。

2番の質問も関連しますので、そういう形でどんどん遊休化になっている。1番2番関連していますが、一応町長として農業所得について再度今の私の質問に対してどのように思っているかひとつお尋ねしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 数字等の部分については、担当参事から答弁させます。

震災のときのお話になりましたけれども、まさしく私も今思い出しているんですが、当時ガソリン、油全くないというときでそのとき瓦れき処理で重機を動かさなきゃいけないというんですが、その重機に入れる油もないといった我々もどうしようかといったときに来たのが酪農の方々から連絡が入りまして、乳が搾れないということでこのままでは牛が死ぬということのお話をいただきまして大変な時期だったんですが、農協を通してやりましょうということで農協にドラム缶で油をやったという経緯がございました。本当に油がなくなると我々だけでなく震災のときに畜産、酪農やっている方々も大変な思いをしたんだなということを思い返しています。

具体の収入等経営の問題については担当参事から答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 酪農の件でございますけれども、戸倉地区の方、震災後被災されて牛を新たに導入して今二十数頭飼われて乳牛を一生懸命頑張っている方がいらっしゃいます。いろんな形で支援を受けながらやっている状況でございます。確かに震災後ストレス等で牛が死んだという状況もあったようでございますけれども、その後の時間の経過とともにそれ以降につきまして条件につきましては詳しくは把握はして

いないところでございます。

たばこの関係でございますけれども、そういった状況でたばこの栽培する農家も減ってきている状況にあるということで全体的にですけれども、既存であります経営安定所得対策ということで例えばですけれども、議員ご承知だと思っておりますけれども、げた対策であったり畑作関連の補助事業制度でございますけれども、大豆とかソバとか生産した場合にはいろんな細かい条件がありますけれども、60キロ当たりですと大豆の場合ですと1万1,660円の交付金が交付される。ソバについては45キロ当たり1万3,030円が交付されるという対策もございますし、ならし対策ということで作物の保険と言われるものですが、場合によっては収入が減った場合、特に前年との収入の比較で減った場合には9割まで補填するという保険制度みたいなものもございますし、そういった形であるいは水田のフル活用ということで水田から転作にかかるいろんな国の支援事業もございますので、そういった事業を使える農家の方につきましてはこちらでも説明とかさせていただきながら事業を展開してきているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今説明をいただきました。補償問題についてはいろんな面で宣伝されているかと思っておりますけれども、やはり農家の方たちはその辺全然わからないでもうだめだと、農業に携わっていたのでは破綻してしまうという思いで皆さんいるようでございます。その辺のやつ、しっかりいろんな面で説明をしていただき支援をしていただきたいと、つくづく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今は、当地区において、南三陸地区、中山間事業で大分農地をいろんな面で守って頑張っているようでございますが、それも今度は第4期対策が始まっております。それもいろんな条件が絡んでいる形で勾配のきついところが1反歩当たり2万1,000円の補助金になっている。勾配の緩いところは8,000円で補助がもらえる。その差が余りにも大きいので大分組合をつくってもいろんな問題が出ている。その差をどうにか考えていただきたいと、そのように思ひますが、町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 議員がお詳しいかと思ひますけれども、中山間、一定の傾斜に応じた交付金ということになってございますけれども、国、県、町もあわせまして連携した形での事業を実施している状況でございますので、上乘せという意味合いのかなと思ひますけれども、現時点では現行制度の中で行っていききたいと考

えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今、上乘せもしくは上乘せしていけばいいなというお話もあったと。ただし、現行でやっていきたいと。現行でそういう問題が出ているものですから、今話に出しているその差を幾らかでも考え直していただきたいと、どうしても草刈りしても何にしても同じ手間なんですね。ですので、緩い勾配でも急勾配くらいな手間がかかると。そういう状況でございますので、少しその辺、町独自でも構いませんがいろんなことを検討していただければ幸いでないかと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 繰り返しになってしまうんですけども、勾配なら議員ご承知のように急傾斜地であれば田んぼの場合ですけれども、2万1,000円、緩い傾斜ですと8,000円ということになってございます。畑の場合ですと急傾斜1万1,500円、緩いところであれば3,500円という条件になってございましてこういった枠の中でやっていきたいと思っております、予算もあることですので考えているところでございます。

議員もご承知のように、中山間直接支払とあわせて多面的機能という交付金の事業がございまして、簡単に言えば草刈りとかそういったことを集落営農組合でやっていただくことによって交付されると、お金も事業も出てきておりますので、そちらもあわせて使っていただくとなお組合の運営上いろんな足しに使えるのかと思っておりますので、そちらの事業も活用していただくようお願いしたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 多面的機能から中山間から一応活用しているんですが、なぜ私これを言いますかという、8,000円ぐらいもらっていて草刈りするより休耕にしたほうがいいと、そういう感じに地区等もありますので、遊休農地の解消のためにも中山間事業が必要でございまして。ですので、高いほうに幾らかでも近づけるような形も遊休農地を守るためには一つの策でないかと思いますが、もう一度その辺の考え、町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その件については担当参事が申しましたように、制度設計の関係になってきますので、今この場所ですと上げるとか上げないのかということよりも、制度設計はどうかやれるのかということについては、こちらでも改めて検討させていただきたいと思っておりますが、財政がかかってくるものから、その辺を踏まえて我々としても考えさせていた

だきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 財政の中はわかりますが、この中山間事業の補助制度は国から50%ですか、県が25%、町が25%という形なようでございます。25%の負担、大分厳しいかと思いませんけれども、農家にとっては幾らかでも補助してもらえればとにかく遊休農地化しないで取り組む形があるかと思えます。

そして今、高齢化の時代でございます。当然、農家もそのような状況の中、幾らかでも農地を守るために地域集団になって頑張っている形です。それがまた1人抜け2人抜けとなると地域もいろんな面で少しだめになっていく形でございますので、その辺のやつ、町長今後考えていただきたいと、そのように思います。

参事、何か。参事の。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 済みません。

制度の中での金額ということになってございますので、その辺は一応こちらでも研究はしてみたいとは思いますが、それ以外にも水田であれば転作とかした場合の事業、先ほども申し上げましたけれども、これも若干詳しいといえますか、細い部分の条件はございますけれども、販売目的対象となる作物を生産した場合戦略作物の助成ということで水田活用の直接支払交付金というのもございます。大豆、飼料作物をつくりますと1反歩当たり3万5,000円。畜産で使いますわらを発酵させたホールクロップサージ用の稲をつくりますと1反歩当たり8万円ですとか、加工用米をつくりますと1反歩当たり2万円とか、そういう事業もございますので、有効的な事業も活用していただきながら農業を振興していただければなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） いろんなそういう制度の活用はしたいんですが、なかなか手続が大変なのでその手続等の簡素もお願いしたいと。

今、水田のほうでお話があったんですけども、中山間は当然水田が主な形ですけども、稲作の内容としますと私たち農家にとっては農地を考えないでいろいろ精算してみますと税務課長さん既に御存じかと思うんですけども、赤字の経営でございます。いろんな資材等が引きますとざっと計算して1反歩当たり5万円から七、八万円程度が赤字になっているんでないかなと。その辺、申告では恐らくそういう数字が出てきているかと思いますが、町長、

その件についてどう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に農家の皆さんの経営が厳しいということは震災前から続いている問題でございます。当たり前の話でございますが、そういった感じの部分に補填がということはなかなかできない話でございますので、これまでもそれで兼業あるいは複合経営という形の中で皆さんいろいろ努力はしていただいていると認識はしてございますが、基本的に自分たちである意味、農業もそうですが、水産もそうなんです、自分たちでかかった経費を売るということの系統的にできていないということが1次産業の大変厳しいところかなという認識は持っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そのような補填もできないということは重々承知でございますが、今後2月4日に調印されましたTPPでまたさらに地域農業が打撃を受けるという形ですが、町としての考えはどのような考えを持っているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） TPP関連でございますけれども、政府で農林産物に影響があるということでいろんな対策を講じているところでございます。その中で主なものを申しますけれども、中山間地域担い手収益力向上支援事業という事業がございまして、これにつきましては中山間地域等において担い手の収益力の向上を図るために例えばですけれども、農地中間管理機構等から新たに農地を借り受けて経営の規模拡大や高収益作物の導入などを図る際の補助制度ということが新たに出てきております。補助率につきましては1反歩当たり5万円以内ということでございます。

ただ、この制度の目標というのがございまして、今後3年間この事業に取り組む面積当たり申し上げますと販売額を10%以上向上させなければならないという目標が掲げられている事業でございます。具体で申し上げますと、そういう取り組みにおける土壌分析であったり土づくりであったり試験栽培、営農技術習得などへの助成事業という事業になってございます。

担い手確保経営強化支援事業という事業がございまして、これにつきましては意欲ある農業者の経営発展を促進するための農業用機械であったり施設の導入についての補助という事業でございまして、事業費の2分の1以内の補助ということでございまして施設機械等を導入した際の融資残の2分の1を限度に助成するという補助事業になってございます。

個人の方の場合ですと上限が1,500万円。法人ですと3,000万円という事業になってございま

す。こちらの事業導入に当たっても目標というのが掲げられておりまして、10%以上の売り上げ向上、10%以上のコスト削減という事業もございまして、そのほかにも産地パワーアップ事業などがございまして全ての農産物を対象にした総合的な支援を対象にした総合的な支援ということで、そういったことでTPPに係る対策ということで国で各種事業、これ以外にもいっぱいございますけれどもそういう事業を展開しながらTPPに対応していくという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。後日、その辺のもの、いろいろ各地区にご説明等いただければ幸いです。

時間も大分なくなってきたものですから、1問目終わりますして2問目。遊休農地がどんどん進んでいる中で合併前は歌津町では遊休農地の日ということで遊休農地を耕起したという経緯を聞いております。ただし、今はその事業もなかなか進まないで大分荒地になってしまったと。それと同時に先ほどお話ししたとお入谷地区でも葉たばこをやめた土地が2反歩以上遊休農地になっていくと。その辺の町としての対応策はいろいろあるかと思っておりますけれども、何がいいか町長考えていましたら伺いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり耕作農家も減少しているということ。それからもう一つは地主さんがいらっしゃらないという方々もいらっしゃるということで耕作放棄地、遊休農地が歯どめがなかなかかからないという現実。実は震災前からよくこの質問は出てございまして、かといってこういう方向を見つければそれで一気に解決するかという手だてがなかなか見つからないのがこの問題でございまして、正直申し上げまして頭の痛い問題だと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） なかなか対策が見つからないという中でございますけれども、ある人は遊休化になっている土地を、昔でしたら桑から畑に戻したときに抜根費等を町で補助した経緯もありました。今回、二、三の方が言っているんですが、遊休農地対策等もなり木を植えたらどうなのかなと。というのはTPPの偉い先生ですか、今後は農にとっては輸入ではリンゴなどが目を引くのでないかなと。そういうお話もしているようでございます。急にリンゴがなるわけではございませんが、長い時間がかかると思いますが、そういうのに取り組むという方たちへの支援といえますか、その辺の考えを伺いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 遊休農地の関係で以前からよく言われているんですが、何かしろというお話をされるんですが、よく私がお話ししているのは具体的に地域の方々がこういうことで遊休農地の解消をしたいというお話をいただいたときには、町として支援策を考えましょうというお話をさせていただきますので、多分間違いなく遊休農地のすべからくというのはもう無理なので無理だと思います。

ある意味、我々としてこの地のこの場所をこういうふうにやりたいという提案をいただくということが町としての支援のあり方も非常に考えやすいと思いますので、地域の皆さん方にこういう形で遊休農地の解消を図りたいんだという具体なお話を頂戴できれば大変ありがたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） わかりました。いろいろその辺を協議して頑張っていきたいと思います。時間は4時までですか。

○議長（星 喜美男君） 時間まだ58分あります。

○2番（佐藤正明君） いろいろご迷惑かけるとうまくないので遊休農地のふえつつある対策については、最後に国では地方創生は復興地からということを行っていると思います。その件に対して地方創生、農業に対しての町の考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 済みません、勉強不足で地方創生が復興地からという文言があるのかと私聞いたことがなかった。確認しました。ちょっとわからないということだったものですから、いずれにしましてもそういった農地を使ってさまざまな農業を展開したいという方がいらっしゃいましたらそれは地方創生の趣旨もでございますので、地方はしっかりと自立をという形の中での支援をするということについては我々としてもしっかりと取り組みたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 時間もあられるんですけども、4時がだんだん近づいてきますので、2件目の質問に入ります。

質問事項、町道、河川の維持管理について。

質問相手は町長になります。

質問要旨、町道と町が管理する河川の維持管理の考えについて伺う。

- 1つ。町道で道路敷地内にある支障木の処理は。
 - 2点目。町道敷地内にある用地の利活用は。
 - 3点目。河川敷内にある支障木、河床などの土砂撤去は。
- 3項目でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の町道、河川の維持管理についてお答えさせていただきます。現在、町が管理する町道につきましては475路線、約287キロメートル。河川につきましては準用河川、普通河川、合わせまして58河川で約63キロということになってございます。町道全般の管理につきましては町内を4ブロックに分割いたしております。それぞれ年間を通じて維持・修繕を行うべく建設業者の方に業務を委託しております。また、簡易な舗装修繕、除草等につきましては直営で実施をしております。

ご質問1点目、町道で道路敷地内にある支障木の処理でございますが、基本的に低地部にある場合は直営で伐採等を実施をいたしてございますが、高所部の枝葉等または機械作業が伴う樹木の伐採につきましては森林組合等に委託して処理を行っております。

また、道路沿いの支障木が民有地内の場合は原則として所有者の方に処理をしていただくようお願いをしているところでございます。

ご質問2点目、町道敷地内にある用地の利活用でございますが、基本的には道路敷地としましては車両等が通行する平地の部分と付帯する切り土部、盛り土部ののり面を一体として管理をいたしております。敷地の境界といたしましては切り土部であればのり肩、盛り土面であればのり尻を基本として設定をいたしてございます。通常、新設道路を開設する場合一定の幅員を基本として設計施工するものでありますが、地形等によっては平地の残地等が発生する場合があります。一定の幅員以上の平地につきましては通行する車両等の安全を確保するための待避所もしくは駐車帯等としての活用を考えられます。また、狭小路線における待避所等の改良整備につきましては地域の実情、財政負担等を考慮した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

そのほか、付帯するのり面等につきましては通常道路としての活用が見込まれないため、今後とも利用者の通行の支障とならないよう今後とも管理を徹底してまいりたいと考えております。

ご質問3点目、河川敷地内にある支障木、河床などの土砂撤去でございますが、降雨時における雨水等の流下を阻害する支障木、堆積土砂等につきましては河川づたいの、災害の要因

となる上隣接地に被害を及ぼすことがあるため既に維持管理を徹底し阻害要因の除去に努めてまいります。現在、2河川において河床の生成工事を実施するとともに、一部の地区において支障木撤去を行っております。また、近年は河床高の低下に伴い既存構造物の基礎部が侵食される事案が見られることから定期的に巡視を行うとともに住民の方からの情報に基づき対処をしているところでございます。

町道河川等など住民の方々に直接かかわる施設の維持管理につきましては、今後も十分意を用いて対処してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。

間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、佐藤正明君の一般質問終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって時間延長することといたします。

佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そう言われると早く決めなきゃいけないので早速お話ししていきます。

町道で道路敷地内にある支障木、ただいまの説明ですとのり面等はなかなか大変だという形は十分承知でございます。ただし、今まで道路をつくって全然今まで手をかけていなかった状態でないかなど。そういうようにつくづく思います。私もそういうのに携わっているいろいろやってきているんですが、町有地ののり面の木は既に四、五十センチぐらいになっている木もございます。ですので、その辺のもの、大分予算の厳しい中でございますけれども、計画性を持って管理していただきたいという形ですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど申しましたように町内約287キロもあるということでございますので、残念ながら皆様方にご迷惑を全てかけないような形で改修が行われているかということになりますとそうでない部分も多分にあるかと思っておりますので、そこは具体的に担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 四、五十センチの木があるということでございますけれども、基本的に今300キロ近い延長があるということで現在の道路の管理については路面の管理を主にやっているということでございます。場所によっては逆に木があったほうがのり面が安定するという箇所もございますので、そこにつきましては路線ごとに特性を見ながら対応するしか

ないかなと思っております。

いずれにしろ、財源も限られるものですから、全てののり面をきれいに改良当時の形に戻すというのは無理があるだろうと思っておりますので、そこは現場、ケース・バイ・ケースで対応を考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 現場、ケース・バイ・ケースでお願いしたいと思います。

なお、今建設課長が言ったんですが、その場所によって木があるためにのり面がもつということをお話ししていますが、私は逆だと思います。大木になれば逆に風とか何とかで揺れますので、当然のり面が崩れてしまうという傾向になると思います。その辺のもの、パトロールしながら現地でケース・バイ・ケースで対応していただきたい。

町道ではないんですけれども、ある場所の看板で、南三陸町によろこ皆さんの支えできょうも頑張れる南三陸町にお越しを新しい町で会いましょうという看板がございます。今の時期ですと枝葉が落ちてから目立つんですが、もうじきたつとその看板が見えなくなるというところがある形ですので、その辺把握しているかどうか。恐らく看板等は町の看板だと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変申しわけありません。私も認識はしてございます。そこはしっかりとしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 町長も忙しいので、私県の維持管理室にも話をしているんですけれども、今年度は無理なので来年度早々やるそうなのでひとつ町のほうからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

4時になりますね。

道路敷地内にある用地の利活用についてということで2問目ですが。答弁をいただきました。

道路用地買収してから長年たつと色々な面で形状が変わっている。隣地の場所なんかは若干盛り土されて町の分の用地が多くなっている。そういう場所については利活用して待避所をつくる方向でいくという答弁で構わないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前提として必要があればということになるろうかと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 前提があればということで、必要性は十分にある場所でございますので、一応現地を見ていただきたいなと思います。

それと関連といいますか、町で被災した宅地関係を買収していると先ほどお話があったんですけども、その隣地にある方が境界がはっきりしないから土地が利活用できないという方が大分いらっしゃいます。自分で用地境界を出すためには全体測量してやらないと境界線が出てこない、個人の負担では大変な形になります。将来的にも町のほうでも公図だけで買収されているというのはわかっているんですが、やはり隣地付近のほうの境界線ぐらいは出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 具体の計算、よくわからないんですけども、基本的に浸水したところについてはコンクリートくいであれば残っている部分もありますけれども、プラスチックくいであれば当然流されてなくなっているというのが多分ほとんどだと思っております。ただ、それを町でということになりますとそれも大変な金額になるんだろうと考えておまして、これまでの扱いといたしまして当然震災前も現在もそうでありますけれども、土地の利活用を考える場合町のほうに境界立ち会いの申請がございましてそれで対応しているということでございまして、これまでの例を申せばそれを覆して町が肩がわりをしてやるというのはなかなか公平性に欠けるのではないかと個人の方が費用負担をして自分の土地の境界画定をして事業を進めている。ある一方ではそうじゃないケースがある。なかなかその統一性がとれないということがありますので、基本的には利用する側、利用を考えている側のほうで出すべきものであると考えております。当然、今道路台帳等もないのでいずれ台帳整備もしなきゃならないと考えておりますが、それにはまだまだ時間がかかりますので、もし緊急にやるということになれば個人の方をお願いしたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 個人では大変だから何とかならないのかと私、もし何でしたら折半とかその辺までのお話いただけるのかなと思っていたんですが、やはりその辺は難しいでしょうか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今建、設課長が答弁したように、個人の分は折半というよりもなかなか難しい話だなと認識してございますが。

○議長（星 喜美男君） 移転元地の買い上げたところ土地って意味。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほどこれまでの取り扱いと違うと言いましたのは、境界を必要としているのは今のところ町ではないので町で積極的に関与するということではできないということでございまして、工事等がある場合については町が当然境界等復元をして立ち会いいただいているというケースであります。もしそういうケースであれば個人の方がその境界を必要としているということでございますのでそこは個人負担にならざるを得ないんだろうと考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 住民の方はその辺で結構負担が大変だということで悩んでいるのでお話ししたので、何らかの形があればなと思います、そうでないと土地の利用ができないと、そういうことになってくるのでないかなと思います、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、境界の画定というのは大事なことでございますけれども、歩損料がわからないという状況の中でその政策を出すというのがなかなか難しいんだろうと思っています。一定の、これから国調でもやるというのであれば当然町道の沿線にかかる部分の事業費で一定程度把握はできますけれども、まずもって事業量がわからないということと境界については先ほど申し上げたとおりの取り扱いをしています。これまでの取り扱いとまた違う部分が出てまいりますので、その部分の統一性といいますか、それが保てなくなってしまうということが考えられますので、そこは多分かなり難しいんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 例えば、測量をかけないで私の土地がここまでですという主張はないと思うんですが、そういう場合があったときは町のほうはやはり測量元でないと立ち会いはしていただけないという形になりますかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本は公図に基づいて現地に復元をするということが原則でございますけれども、ただ側溝等の明らかに境界と思われる構造物がもし残っているのであればそれを目安にお互いに了解をするということもあり得るかと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 最初に一般質問でこれも私触れたと思うんですが、瓦れき撤去とかいろんな面で側溝もなく境界くいは当然ないという中での出来事でございますので、前にはその

周辺で国とか県、座標値を使っているというものを町で一応調べて提示してもらえればそういう形なんかはとっていただけるのか。その辺のやつ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっとよくわかりませんが、国か県のうち事業があつて全体の境界画定をした図面があつたならばそのデータを提示してもらえないのかということなんでしょうか。多分それは手続上もし町にそういう書類があるのであれば文書開示していただければ出せるんだろうと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、できるだけそういう形でお願いしたいと思います。

時間がないですので。3番に入ります。

河川内にある支障木、河床などの土砂撤去はということで維持管理を実施しながら定期的にパトロールをしていくというお話をいただきました。河川においても大分支障木等が結構ございます。大分、根が洗掘されて今にも倒れそうな場所もありますし、その辺のものもパトロールをしっかりしていただきたいと思います。

土砂撤去につきましては先日桜葉川なんですけど、河床整理していただいてあのようによつていただければ河川として成り立つのかなと、そのように思いますので、これも予算がないと言われればそれで終わりになる形でございますけれども、河川も結構ございます。大上坊の川なんかは物すごく荒れて川がVの字流れになっております。鉄砲水、これはそこを流れて一気に入水が流れてしまうという状況でございますので、パトロールしながらその地域といいますか、その場所の対応等も考えていただきたいと思いますが、その辺をお願いして私の質問を終わりたいと思います。町長、何かありましたらどうぞお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にはパトロール、定期的に監視をしながらということで答弁させていただいておりますが、本当に鉄砲水とか出まして水があふれるということが危険性の高いところから順番に進めていきたいと思いますので、いずれそういうことで各地域の皆さん方からここ何とかという場所がございましたら町のほうにも情報をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会する

こととし、7日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて散会することとし、7日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後 4時10分 延会